

第4次多治見市環境基本計画
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
(案)

令和7(2025)年3月

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 策定の背景と趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	3
3 計画の位置づけ	3
第2章 多治見市の環境を取り巻く状況	4
1 社会潮流に見る今後の動向	4
2 統計などから見る多治見市の現状・課題	7
(1) 人口と土地の利用	7
(2) まちの緑	7
(3) 産業	8
(4) ごみ	8
(5) 気象	9
(5) エネルギー	10
(6) 公害	11
3 アンケートから見る現状・課題	12
(1) 市民アンケート	12
(2) 事業所アンケート	18
(3) 中学生アンケート	22
4 第3次多治見市環境基本計画の評価	24
第3章 多治見市の環境政策の方向性	25
1 テーマ	25
2 環境分野目標	25
3 施策の体系	28
第4章 環境基本計画	29
1 三者（市民・事業者・市）の連携協力	30
(1) 環境教育・学習の推進	30
(2) 市民・事業者の環境活動への支援	31
(3) 連携協力による体制整備	32
2 地球環境の保全	33
(1) 脱炭素化の推進	33
(2) 水資源の有効利用の促進	34
3 自然環境と生物多様性の保全	35
(1) 森林・緑地の保全	35

(2) 身近な自然環境の保全と創出.....	36
(3) 野生動植物の保全.....	36
4 循環型社会の形成	37
(1) ごみの減量化.....	37
(2) リユース、リサイクルの促進.....	38
(3) 適正なごみの処理.....	38
5 生活環境の保全	39
(1) 公害の防止.....	39
(2) 夏の暑さ対策の推進	40
(3) 風景の保全と創出.....	41
(4) 快適な住環境の整備	41
第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	42
1 計画の基本事項	42
(1) 計画の対象.....	42
(2) 対象とする温室効果ガス	42
2 現状と課題	43
(1) 国の動き	43
(2) 多治見市の状況	44
(3) 計画の進捗状況	49
(4) 将来の排出量.....	50
3 計画の目標	51
4 取組の方向性	52
第6章 計画の推進体制.....	54
1 計画推進にあたっての連携体制	54
(1) 市民・事業者・団体等との連携強化.....	54
(2) 庁内における体制整備.....	54
(3) 変化する社会情勢や新たな課題等への対応.....	54
2 計画の評価・検証体制	55
(1) PDCAサイクルによる推進.....	55
(2) 三者連携による進捗管理.....	55
資料編	56
(1) 多治見市環境基本条例	56
(2) 策定の経過	59
(3) 多治見市環境審議会 委員	60
(4) 多治見市環境基本計画3者協議会 委員	60

第 1 章 計画の基本事項

1 策定の背景と趣旨

（１）計画策定の背景

- 多治見市（以下、「本市」と言う。）では、平成 10（1998）年に「多治見市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、市の環境政策を総合的、計画的に推進するため、平成 12（2000）年 3 月に「多治見市環境基本計画」（以下、「第 1 次計画」と言う。）を策定しました。
- その後、平成 21（2009）年 3 月に「第 2 次多治見市環境基本計画」（以下、「第 2 次計画」と言う。）を策定し、「夏の暑さ対策」といった本市特有の地域性を踏まえるなどして様々な取組を推進してきました。
- 平成 23（2011）年 3 月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故の発生等により、エネルギー政策や温暖化対策等を改めて見直す必要性が生じたことから、平成 24（2012）年 4 月に国の「第四次環境基本計画」が策定されました。
- 平成 28（2016）年 11 月に「気候変動枠組条約第 22 回締約国会議（COP22）」が開催され、「パリ協定」が発効され、国は 2050 年までに温室効果ガスを 2013 年度比 46%削減することを目標に掲げました。県においても、「第 5 次岐阜県環境基本計画」や「岐阜県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第 2 版」が策定され、具体的な削減目標が示されました。
- これらの政策を反映させて、「第 3 次多治見市環境基本計画」（以下、「第 3 次計画」と言う。）の策定（平成 29（2017）年 3 月）に合わせて「多治見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を統合し、本市の地域性を踏まえるなどして削減目標を示し、様々な取組を推進してきました。
- 国は平成 30（2018）年に策定した「第五次環境基本計画」において、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を利用して環境課題の解決に取り組む姿勢を示しました。
- さらに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定や、「第 6 次エネルギー基本計画」の閣議決定が行われ、資源やエネルギーを活用しつつ環境の保全と経済の健全な発展に力を入れています。
- 令和 4（2022）年 12 月にカナダのモントリオールで開催された国連生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、2030 年までの新たな目標「昆明モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- 令和 6（2024）年には国の「第六次環境基本計画」が策定され、環境の質を上げることで経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしています。

(2) 計画策定の趣旨

○本市においては、第3次計画（令和3（2021）年3月改訂版）および内包する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が令和6（2024）年度で期間満了となることから、その進捗状況ならびに昨今の環境を取り巻く状況等を勘案し、「第4次環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を内包）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

○本計画では、第3次計画（令和3（2021）年3月改訂版）に引き続き、市の環境施策とSDGsとの関係を整理しました。第3章および第4章において、環境分野ごとに市の施策が貢献するSDGsをアイコンで示しました。

【SDGsとは】

SDGsは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」です。平成27（2015）年9月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標（持続可能な開発目標（SDGs））です。

持続可能な開発は、「将来の世代が受ける恩恵を損なわずに、現世代のニーズを充足する開発」と定義されています。環境汚染や気候変動の影響が深刻さを増すなか、格差、持続可能な消費や生産、気候変動、生物多様性の保全など開発をめぐる国際的な課題は、開発途上国だけではなく、先進国も含めてすべての国が取り組む必要があります。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、すべての人が、それぞれの立場から広範囲な課題の解決に向けて行動することが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の期間

○本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 14（2032）年度までの 8 年間とします。なお、目標年度までの社会情勢の変化を踏まえ、中間年に見直しを行います。

■計画期間

年度	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)
第 4 次多治見市環境基本計画				中間 見直し				

3 計画の位置づけ

○本計画は、「多治見市環境基本条例」第 7 条に基づき策定する、多治見市における環境の保全と創出に関する施策を定めた計画です。

○「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として位置づけられる「多治見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包しています。

○本計画は、市の最上位計画である「第 8 次多治見市総合計画」をはじめ、環境に関する市の各種関連計画とも整合を図りつつ策定しました。

■踏まえるべき市の関連計画

- ・第 8 次多治見市総合計画：令和 6（2024）年度～令和 13（2031）年度
- ・多治見市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略：令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度
- ・第 3 次多治見市都市計画マスタープラン：令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度
- ・多治見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）：令和 7（2025）年度～令和 14（2032）年度
- ・多治見市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- ・多治見市生活排水対策推進計画（姫川流域）（改訂版）：令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度
- ・第 5 次多治見市まち美化計画：令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度
- ・多治見市第 3 次一般廃棄物（ごみ処理）基本計画：平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度 令和 4 年改
- ・多治見市風景づくり計画：令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度
- ・多治見市地域公共交通計画：令和 6（2024）年度～令和 10（2028）年度

第 2 章 多治見市の環境を取り巻く状況

1 社会潮流に見る今後の動向

○平成 27（2015）年 12 月、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。翌年発効し、途上国を含む全ての参加国が、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

○ロシアによるウクライナ侵攻以降、天然ガスの不足やリチウムイオン電池の原料高騰などにより、石炭・石油利用が増え、脱炭素に向けた動きに陰りが見えはじめました。一方で、令和 6（2024）年 7 月に開幕したパリオリンピックでは、会場へのペットボトルの持ち込みを禁止しマイボトル持参を勧めたり、会場への移動は自転車や高速鉄道 TGV の利用を求めるといった環境への配慮を推進しました。

○我が国でも、令和 6（2024）年に地球温暖化対策推進法を改正し、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けています。国内外で地球温暖化対策を加速するため、JCM クレジットの発行をはじめ、地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充等について定めました。

〔課題〕地球温暖化対策に向けて国際的に動きが加速しており、先進国・途上国を含めた世界全体で温暖化対策に取り組んでいます。

○令和 5（2023）年には「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、令和 12（2030）年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指しています。健全な生態系を確保し、自然の恵みの維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）が推進されています。

○令和 6（2024）年 10 月、コロンビア・カリで開催された国連生物多様性条約第 16 回締約国会議（COP16）において、令和 4（2022）年に採択された 2030 年までの新たな目標「昆明モントリオール生物多様性枠組」の進捗状況などを確認しました。世界全体で陸と海のそれぞれ 30%以上を保全地域にする目標（30by30）の達成に向けた、各国の取組や今後の進め方を話し合いました。

〔課題〕生態系の劣化、消失は私たちの生活に大きく影響するものであり、生物多様性の保全を図っていく必要があります。

■「生物多様性国家戦略 2023-2030」のポイント

令和 12（2030）年までに重点的に取り組むべき施策の大きな方向性

＜ 5 つの基本戦略 ＞

- 1 生態系の健全性の回復
- 2 自然を活用した社会課題の解決
- 3 ネイチャーポジティブ経済の実現
- 4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

○リサイクル、リユース等の循環型社会に関する取組は、各種リサイクルに関する法体制は整備され、循環型社会実現に向け進んでいるところです。近年は陸上のごみに由来する海洋プラスチックごみによる汚染や、食べられるのに捨てられる食品ロスの問題に関心が高まっています。

[課題] 資源の消費抑制と環境負荷の低減は継続的な課題であり、また身近な問題であるため、日々の小さな取組からはじめ、新たな産業や経済成長にもつながるような総合的かつ効果的な取組を検討していく必要があります。

○環境教育等促進法第 7 条に基づく新たな基本方針が平成 6 年 5 月に閣議決定されました。学校等を含めて幅広い場での環境教育や質の高い環境教育を充実・推進していくこととしています。

[課題] あらゆる主体が協働して、学びの機会の創出や、新たな人材の育成につなげていく必要があります。

○令和 6（2024）年には国の「第六次環境基本計画」が策定されました。環境危機を踏まえ、目的を「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人ひとりの『ウェルビーイング／高い生活の質』」としています。環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していくことを目指しています。

[課題] 環境を軸として、環境・経済・社会が統合的に向上する「地域循環共生圏」を構築していく必要があります。

■「第六次環境基本計画」の重点戦略

＜ 6 つの戦略 ＞

- 1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- 2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- 3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- 4 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- 5 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
- 6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

■第3次計画（平成29（2017）年3月）策定後の環境行政の経緯

年	国際社会における取組	我が国における取組	岐阜県における取組
平成 29 (2017)	7 月 「G20 海洋ごみ行動計画」採択 (G20 ハンブルク・サミット) 11 月 「気候変動枠組条約第 23 回締 約国会議(COP23)」開催(ドイ ツ・ボン)「タラノア対話の実施 プロセス決定」	4 月 都市ガスの小売全面自由化	3 月 『『岐阜県の生物多様性を考える』-生物多様性ぎふ戦略の構築-』策定 「第2次岐阜県廃棄物処理計画(改定版)」策定 5 月 「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)第2版<一部改訂版>」策定
平成 30 (2018)	11 月 「生物多様性条約第 14 回締約 国会議(COP14)」開催(メキシ コ・カンクン) 12 月 「気候変動枠組条約第 24 回締 約国会議(COP24)」開催(ポー ランド・カトヴィツェ)	4 月 「第五次環境基本計画」閣議決 定 6 月 「環境教育等促進法」基本方針 改定 「気候変動適応法」制定 7 月 「第5次エネルギー基本計画」 閣議決定 11 月 「気候変動適応計画」閣議決定	
令和 1 (2019)	6 月 「G20 海洋プラスチックごみ対 策実施枠組」採択(G20 大阪サ ミット) 12 月 「気候変動枠組条約第 25 回締 約国会議(COP25)」開催(スペ イン・マドリッド)	5 月 「海洋プラスチックごみ対策アク ションプラン」策定 「プラスチック資源循環戦略」策 定 「食品ロスの削減の推進に関する 法律」公布 6 月 「パリ協定に基づく成長戦略と しての長期戦略」閣議決定	
令和 2 (2020)		7 月 レジ袋有料化	
令和 3 (2021)	10 月 「生物多様性条約第 15 回締約 国会議(COP15)」第一部開催 (中国・昆明) 11 月 「気候変動枠組条約第 26 回締 約国会議(COP26)」開催(イギ リス・グラスゴー)「グラスゴー気 候合意」	6 月 「プラスチックに係る資源循環 の促進等に関する法律」制定 「地球温暖化対策計画」見直し 10 月 「気候変動適応計画」見直し 「第6次エネルギー基本計画」 閣議決定	3 月 「岐阜県地球温暖化防止・気候 変動適応計画」策定 「第6次岐阜県環境基本計画」 策定
令和 4 (2022)	11 月 「気候変動枠組条約第 27 回締 約国会議(COP27)」開催(エジ プト・シャルム・エル・シェイク) 12 月 「生物多様性条約第 15 回締約 国会議(COP15)」第二部開催 (カナダ・モントリオール)	2 月 「地球温暖化対策推進法」改正 6 月 「建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律」改 正 9 月 「バイオマス活用推進基本計画 (第3次)」閣議決定	
令和 5 (2023)	11 月 「気候変動枠組条約第 28 回締 約国会議(COP28)」開催(アラ ブ首長国連邦・ドバイ)	3 月 「生物多様性国家戦略 2023- 2030」策定	3 月 「岐阜県地球温暖化防止・気候 変動適応計画」改訂
令和 6 (2024)	10 月 「生物多様性条約第 16 回締約 国会議(COP16)」開催(コロンビ ア・カリ) 11 月 「気候変動枠組条約第 29 回締 約国会議(COP29)」開催(アゼ ルバイジャン・バクー)	5 月 「第六次環境基本計画」策定 「環境教育等促進法」基本方針 改定	

2 統計などから見る多治見市の現状・課題

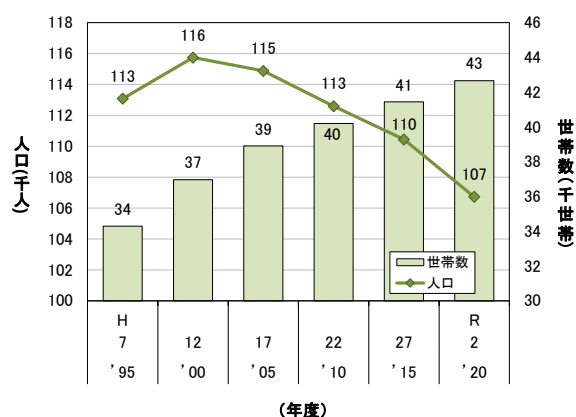
(1) 人口と土地の利用

○本市の人口は、宅地開発などにより増加していましたが、平成 12（2000）年度を境に減少に転じました。一方で、世帯数は増加を続けています。

○土地の利用状況は、山林が最も多く 50% 近くを占めています。過去 8 年間では、市全体の面積に占める割合は低いものの田畑の減少傾向は続いています。

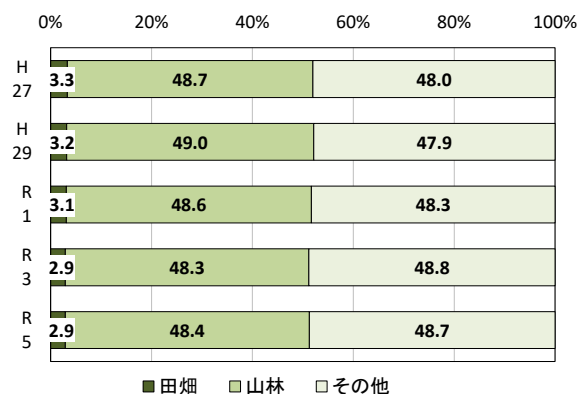
[課題] 単独世帯が増加するなかで、特に高齢者世帯においては住宅周辺の管理やごみ収集、移動手段の確保に加えて、夏季の熱中症対策などの課題が表れています。人口減少・高齢化が進むなか、適切に集約されたコンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。

■人口・世帯の推移



資料：国勢調査

■面積に占める田畑、山林の割合の推移



資料：農地台帳、岐阜県森林・林業統計書

(2) まちの緑

○土岐川や四方の山々は多治見市の良好な自然環境を代表するものであり、里山は多様な動植物の生息・生育地としての優れた環境を有しています。

○まちなかにおいても、公園、緑地の整備や夏の暑さ対策など、自然も意識した快適な環境づくりを推進しています。

[課題] 大規模な開発は少なくなったが、田畑の減少傾向は続いており、休耕地の増加等も懸念されます。暑さ対策と生物多様性保全の観点からも、周辺地域やまちなかの緑地・親水空間を増やしていくことが大切です。

■公園の箇所数・面積

区分	箇所数	面積 (ha)
都市公園	134	156.9
児童遊園	138	6.9
自然公園	7	52.1
その他の公園	21	2.9
合計	300	218.8

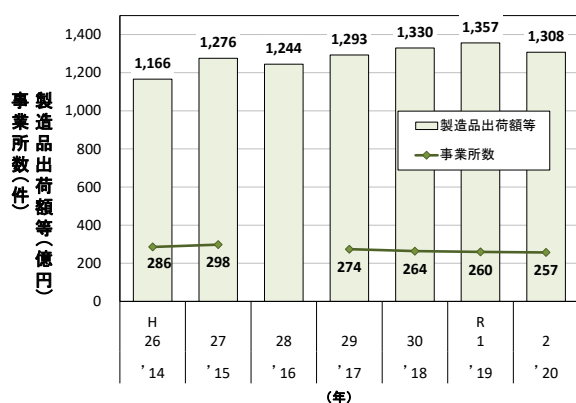
資料：公園台帳（令和 6 年 9 月 1 日現在）

（３）産業

○産業において、製造業の事業所数は減少傾向が続いていますが、製造品出荷額等は、変動はあるものの増加傾向にあります。商業では、卸売業は商品販売額の減少傾向が続いていましたが令和 3（2021）年度には前年度を上回りました。小売業では、商品販売額が平成 24（2012）年を境に増加傾向となっています。

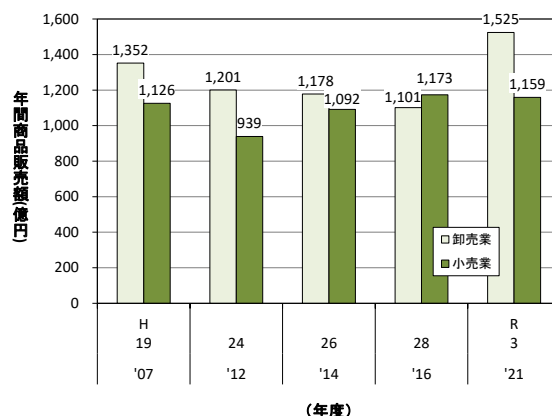
〔課題〕環境の側面からは、経済活動の活性化は環境負荷の増加が懸念されます。経済活動の効率化や技術導入などにより、環境と経済の両立を支援する活性化策が必要となっています。

■製造品出荷額等の推移



資料：工業統計、経済構造実態調査

■卸売業・小売業の商品販売額の推移



資料：H19, 26 は商業統計、H24, 28, R3 は経済センサス

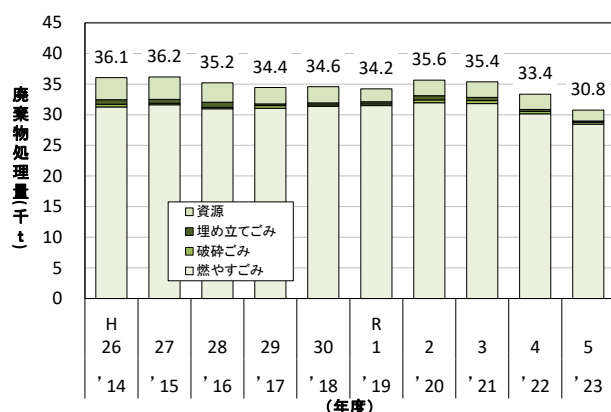
（４）ごみ

○ごみ処理量は、コロナ禍で一時増加したものの令和 4（2022）年度以降は減少しています。特に、資源ごみ処理量が 10 年間で 50%程度減少しています。ごみ処理量の大半を占める燃やすごみは、コロナ禍のステイホームなどで増加していましたが、通常の生活に戻り減少に転じています。

○令和 3（2021）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）」が制定され、使い捨てプラスチックの使用削減やプラスチック資源のリサイクル促進などの取組が強化されています。

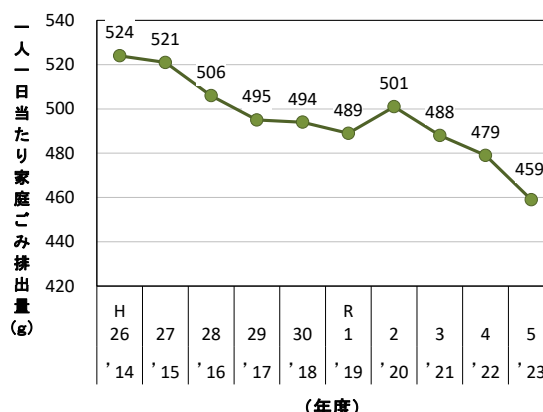
[課題] 資源ごみの減少は、紙媒体の減少や民間の回収等による影響が想定されます。燃やすごみは減少傾向にあります。さらなる取組が求められます。プラスチック資源循環促進法による新たな取り組みの実施が求められるとともに、ごみ減量への意識が再度高揚されることが期待されます。

■ごみ処理量の推移



資料：多治見市の環境・廃棄物

■一人一日当たりの家庭ごみ排出量の推移



資料：多治見市の環境・廃棄物

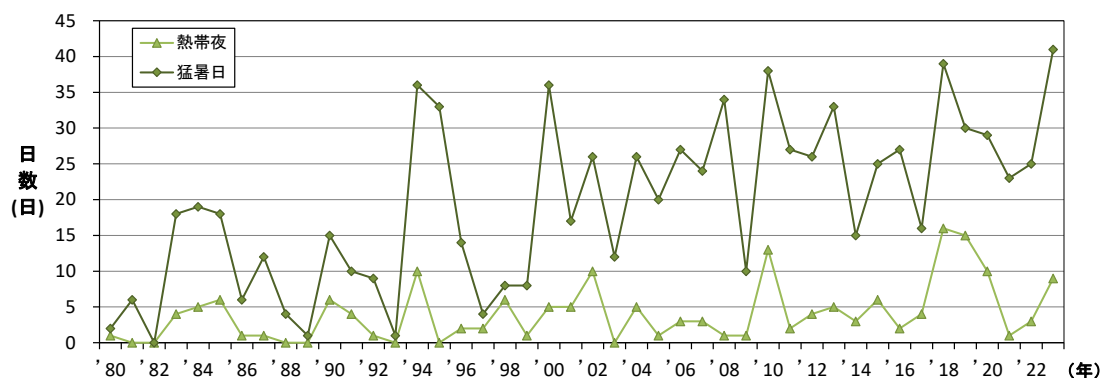
(5) 気象

○気温の上昇傾向が続いており、猛暑日（日最高気温 35℃以上）の日数は、平成 12（2000）年頃から毎年 15 日前後観測されるようになりました。

○40 年前と直近 10 年間で比較すると、平均気温はいずれの月も 1℃程度上昇しています。月別の降水量は、5 月、6 月の降水量が減少した一方で 8 月、10 月の降水量が増加しています。

[課題] 夏季の暑さが激しさを増しています。一方、梅雨時期の降水量が減り秋季の降水量が増えています。これまでの常識や習慣が通用しない気候になりつつあります。雨の降り方に変化が見られるため、渇水や豪雨災害にも注意が必要です。

■猛暑日・熱帯夜の推移

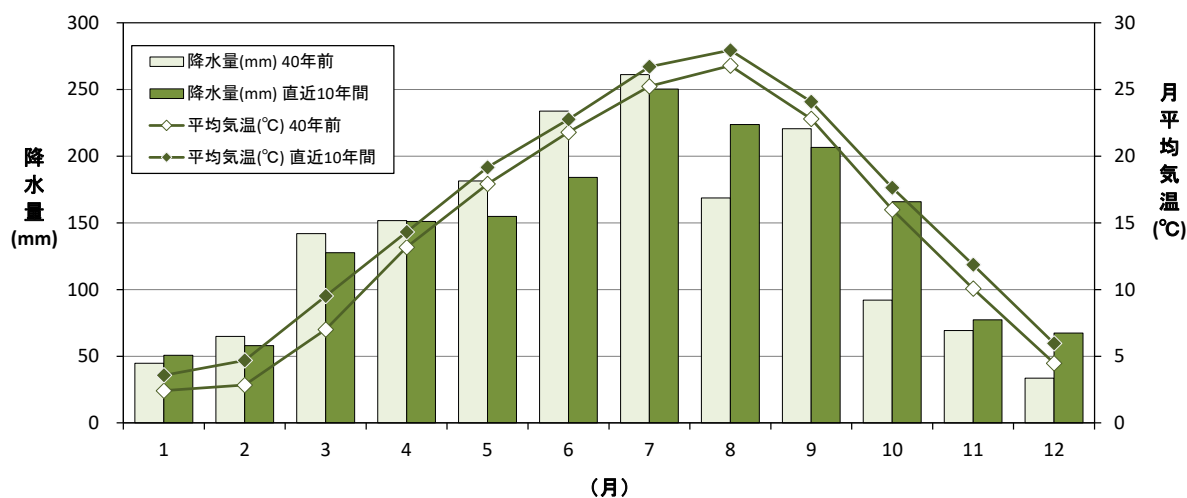


注：猛暑日は日最高気温 35℃以上の日、熱帯夜は日最低気温 25℃以上の日を示す。

2002 年までは 1 時間ごとの値、2003 年～2008 年 3 月 26 日は 10 分ごとの値、2008 年 3 月 27 日以降は 1 分間ごとの値。

資料：気象庁

■降水量と平均気温（月別）



注：40年前は1980年代、直近10年間は2014年～2023年間の平均を示す。

資料：気象庁

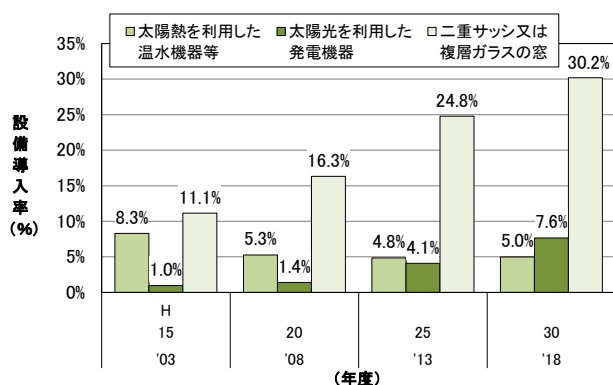
（５）エネルギー

○住宅の省エネ設備は、普及が進んでいます。太陽熱を利用した温水機器等は一旦減少したものの、復調の兆しがあります。太陽光を利用した発電機器は順調に普及しており、平成30（2018）年の導入率は7.6%です。二重サッシまたは複層ガラスの窓の導入率は30.2%に達しています。

○再生可能エネルギー設備導入容量は、太陽光発電10kW以上のものを中心に著しく増加しています。バイオマス発電や水力発電もありますが、容量はわずかです。

〔課題〕再生可能エネルギー設備や住宅の断熱設備は、順調に普及しています。今後は、単身世帯の増加等により、1人当たりのエネルギー需要の増加が予想されるため、住宅のさらなる高効率化が求められます。

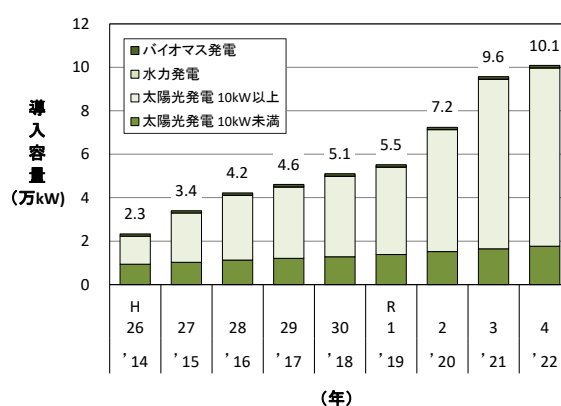
■住宅の省エネ設備の導入率



注：導入率＝（省エネ設備有の戸数）÷（住宅総数）×100

資料：住宅土地統計調査

■再生可能エネルギー設備導入容量



注：固定価格買取制度対象のみ（各年12月末現在）

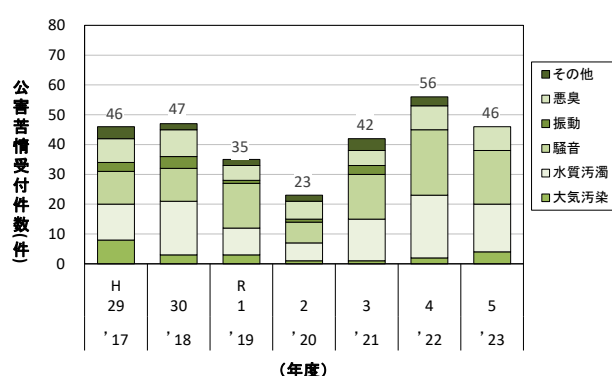
資料：固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト

(6) 公害

○公害苦情の受付件数は、毎年 40 件程度寄せられています。令和 2（2020）年度に一旦減少したものの、令和 3（2021）年度に再び例年の件数に戻りました。大気汚染では、光化学オキシダントで環境基準を超えるものの、その他の物質では環境基準を満たしています。河川の水質では、汚れの度合いを示す BOD は、環境基準が設定されている土岐川と笠原川で基準を満たしており、他の河川も良好な状況となっています。騒音等も環境基準を概ね満たしています。

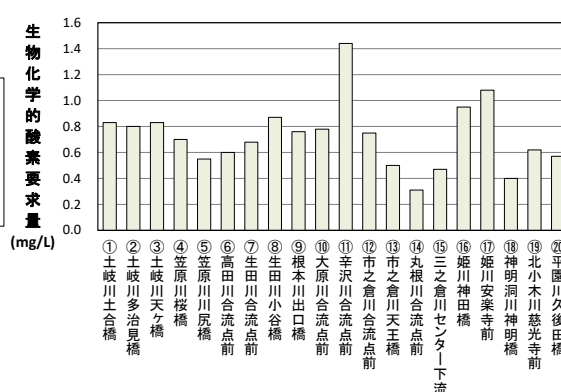
[課題] 公害に関しては、これまでの取組の成果が見られます。今後も環境の悪化を防ぐために、環境監視に努め、苦情には適切な対応をする必要があります。

■ 公害苦情受付件数



資料：環境報告書「多治見市の環境」

■ 河川水質調査結果（令和 5（2023）年度）



注：環境基準は、土岐川 3mg/L 以下、笠原川 2mg/L 以下。
資料：環境報告書「多治見市の環境」

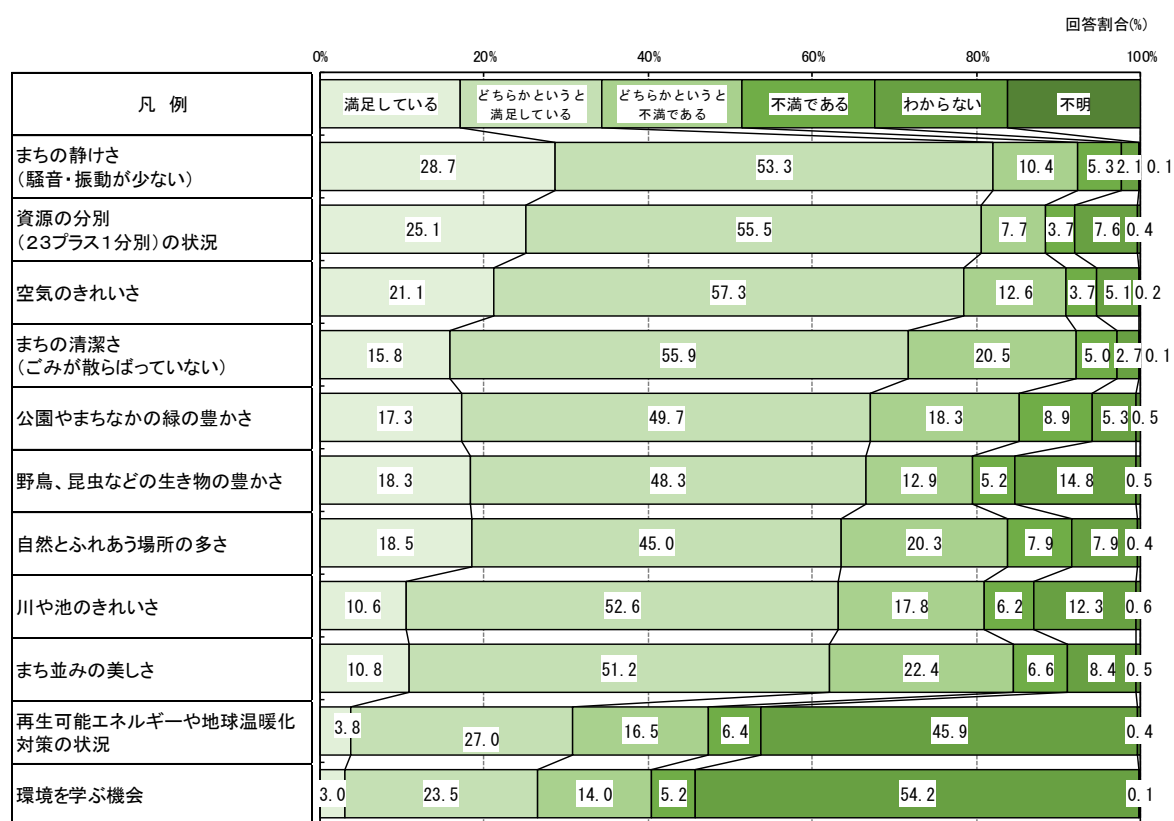
3 アンケートから見る現状・課題

(1) 市民アンケート

○環境の満足度では、「まちの静けさ」、「資源の分別」、「空気のきれいさ」に「満足している」が多く、「公園やまちなかの緑の豊かさ」「自然とふれあう場所の多さ」に「不満である」が多くなりました。「環境を学ぶ機会」、「再生可能エネルギーや地球温暖化対策の状況」は特に「わからない」が多い結果となりました。

〔課題〕身近な緑や自然とふれあう機会などで、満足度を高める取組が必要です。また、「環境を学ぶ機会」、「再生可能エネルギーや地球温暖化対策の状況」は現状を詳しく伝える必要があります。

■環境の満足度

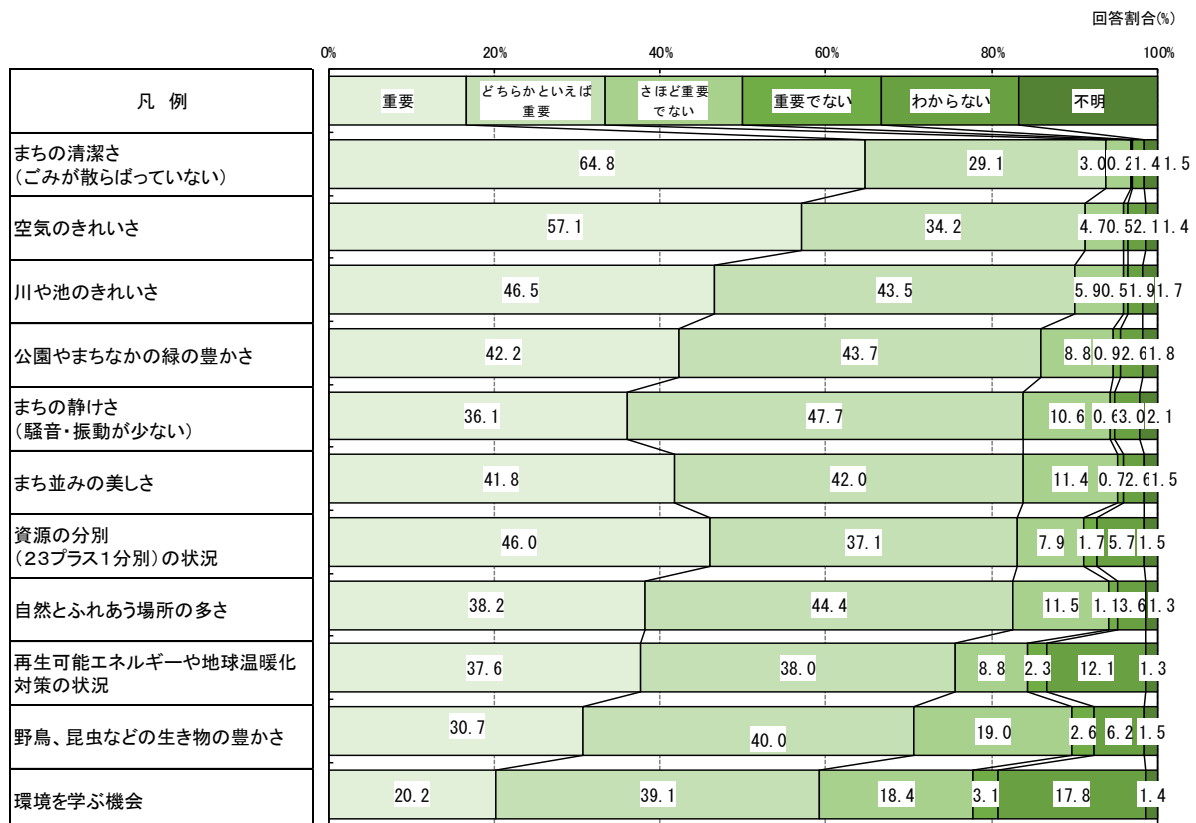


資料：令和6年度「多治見市環境基本計画策定に関する意識・実態調査」（以下同じ）

○環境の重要度では、「まちの清潔さ」、「空気のきれいさ」、「川や池のきれいさ」に「重要」が多くなりました。「環境を学ぶ機会」、「再生可能エネルギーや地球温暖化対策の状況」は、満足度と同様に「わからない」が多い結果となりました。

〔課題〕身近な緑や自然とふれあう機会などで、満足度を高める取組が必要です。また、「環境を学ぶ機会」、「再生可能エネルギーや地球温暖化対策の状況」は現状を詳しく伝える必要があります。

■環境の重要度

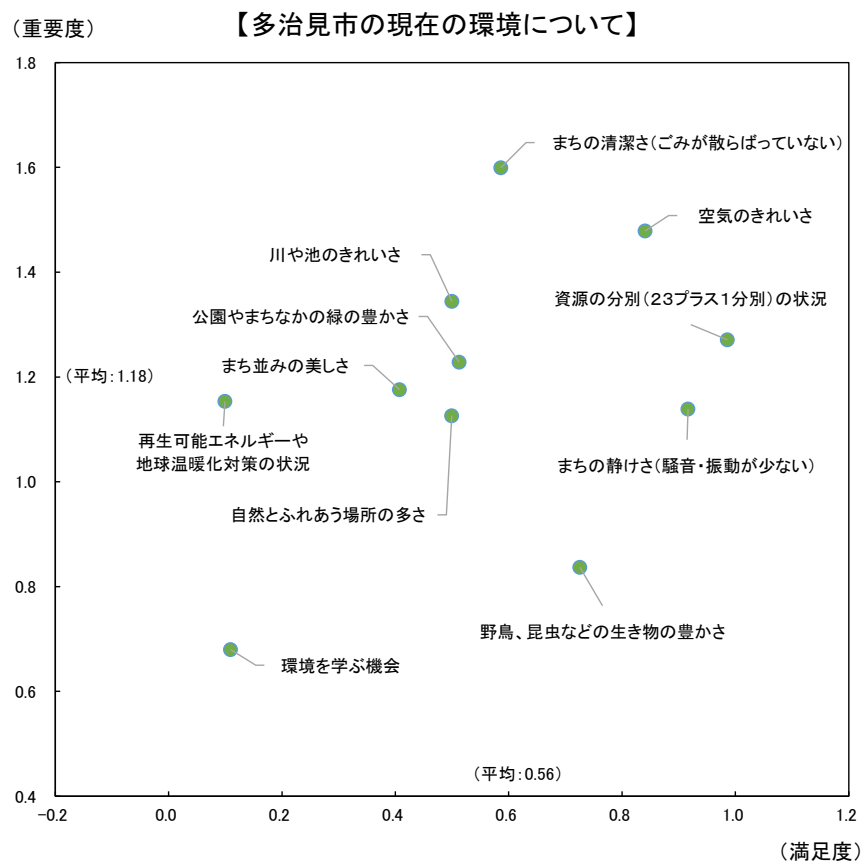


○環境分野に関する 11 項目について、満足度・重要度を算出し、横軸に満足度・縦軸に重要度としてプロットしました。重要度が高いにも関わらず満足度が低い「重点取組エリア」に分類されたものは、「川や池のきれいさ」、「公園やまちなかの緑の豊かさ」、「まち並みの美しさ」の 3 項目でした。

○「わからない」が多い「環境を学ぶ機会」、「再生可能エネルギーや地球温暖化対策の状況」は、満足度・重要度ともに低い「取組強化エリア」に分類されました。

〔課題〕「わからない」が多い「環境を学ぶ機会」、「再生可能エネルギーや地球温暖化対策の状況」は、関心が低いことが考えられます。気候変動の要因の一つである地球温暖化対策の状況やそれらを学ぶ機会など、今後も取り組んでいく必要があります。

■各取組の満足度・重要度から整理したポートフォリオ分析

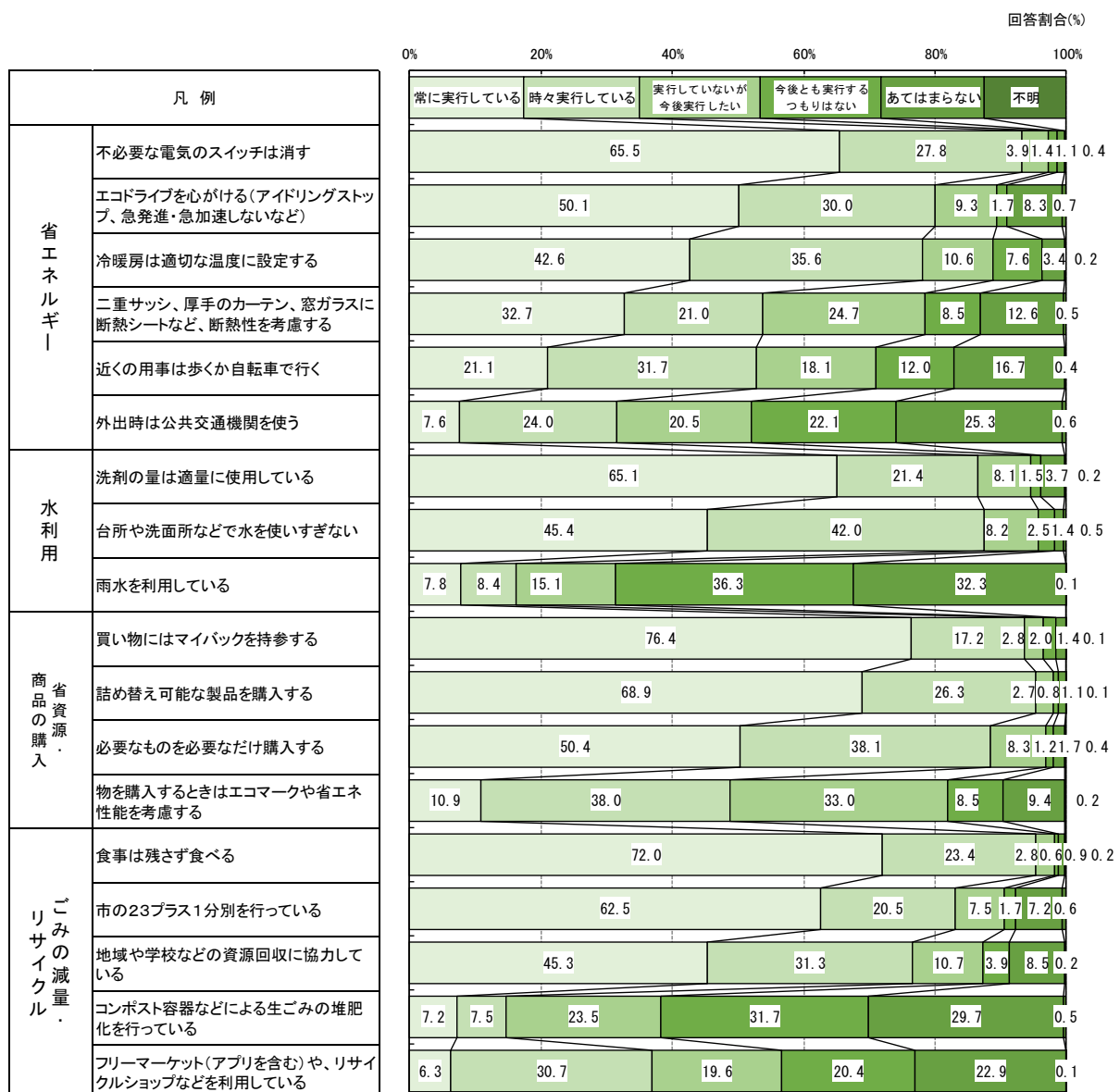


注：ポートフォリオ分析とは、各項目の満足度と重要度を散布図に表すことで、それぞれの施策の実現に向けた取り組みの方向性、優先度などを分析するもの。

○市民の環境に関する行動では、「省資源・商品の購入」に関するものや「食事を残さずに食べる」は、「常に実行している」が多い傾向にあります。逆に、「雨水を利用している」「コンポスト容器などによる生ごみの堆肥化を行っている」は、「今後とも実行するつもりはない」が多い結果でした。

〔課題〕 省資源やごみに関する行動の実行度が高いものの、実行すべき対策には余地が残されています。その他の分野でも同様に、新たな設備を必要としたり、手間・体力を要する行動については実行度が低い傾向があるため、さらなる啓発が必要です。

■環境に関する行動について

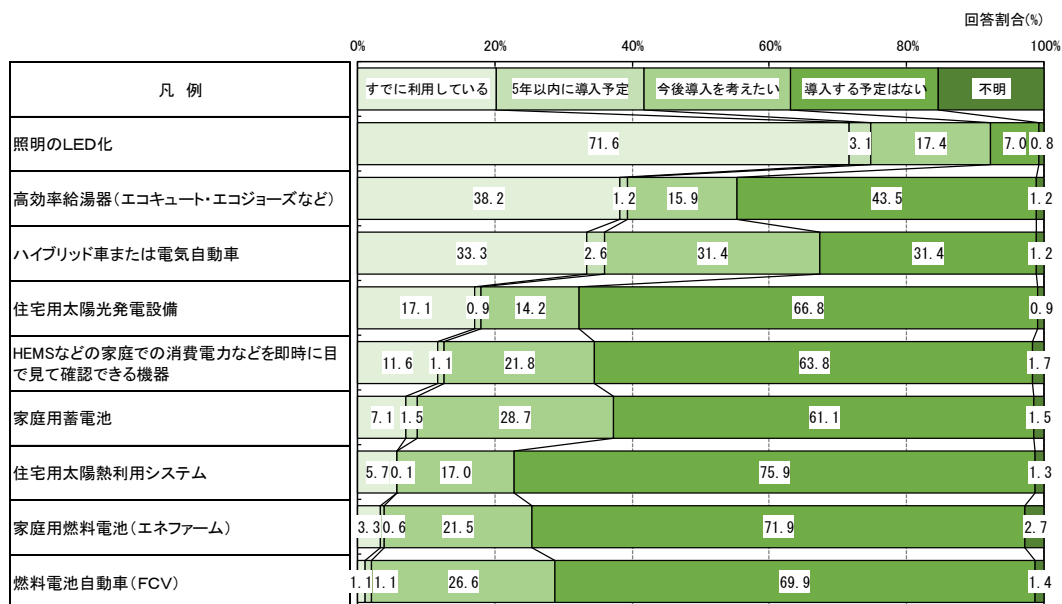


○地球温暖化防止につながる機器や設備は、「すでに利用している」では「照明のLED化」が最も多い一方で、上位3項目以外は、「導入する予定はない」が半数以上という結果になりました。

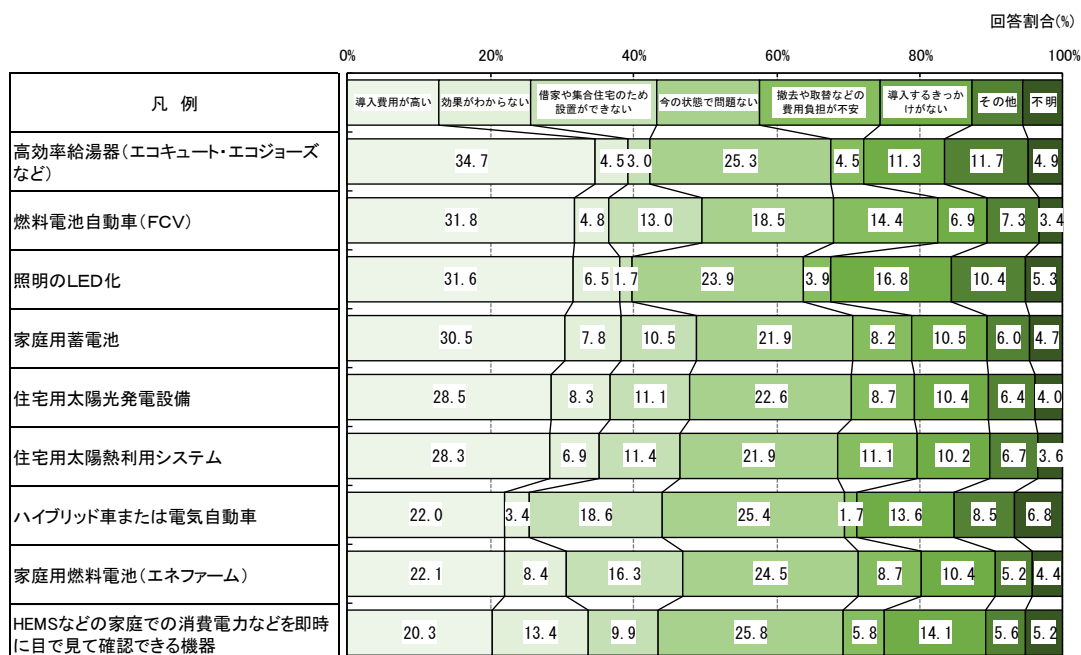
○導入する予定がない理由は、いずれの項目でも「購入費用が高い」と「今の状態で問題ない」が多い傾向にあります。

〔課題〕 地球温暖化防止につながる機器や設備は、技術革新によって経済性に見合うものが増えていきます。また、安心安全などの多様なメリットもあることから、費用負担の軽減に加えて、導入を促進するためにはこうしたメリットも示す必要があります。

■地球温暖化防止につながる機器や設備の利用状況について



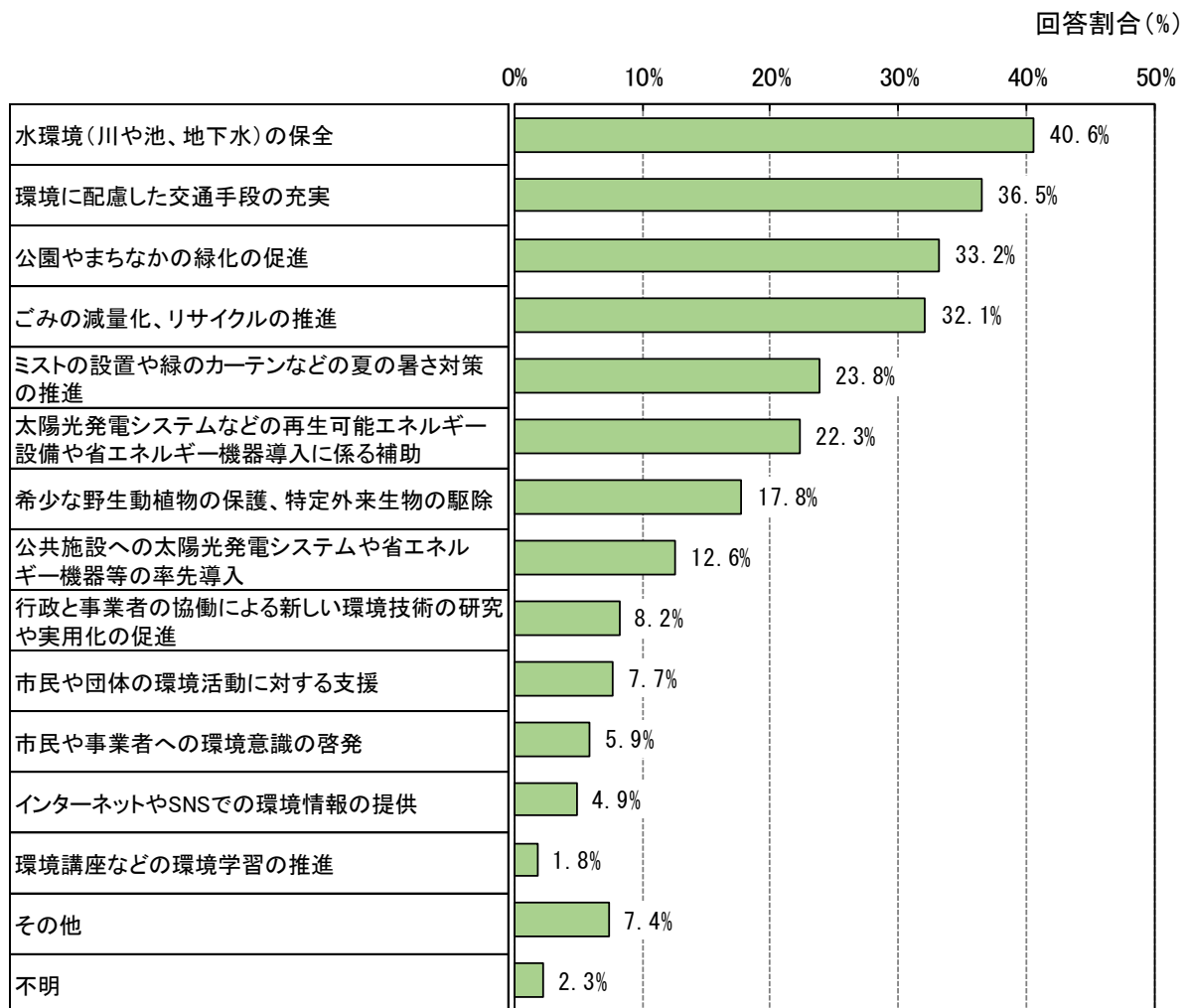
■地球温暖化防止につながる機器や設備を導入する予定がない理由について



○優先的に取り組んでほしい市の環境施策は、「水環境（川や池、地下水）の保全」が40.6%で最も多く、次いで「環境に配慮した交通手段の充実」で36.5%、「公園やまちなかの緑化の促進」で33.2%でした。

[課題] 身近なまちの整備への関心が高い反面、環境活動の支援や意識啓発、情報提供など一人ひとりの行動を見直す対策への関心が低い傾向があります。関心の低い市民にもより多くの情報が届くよう、情報発信の方法を工夫する必要があります。

■優先的に取り組んでほしい、市の環境施策



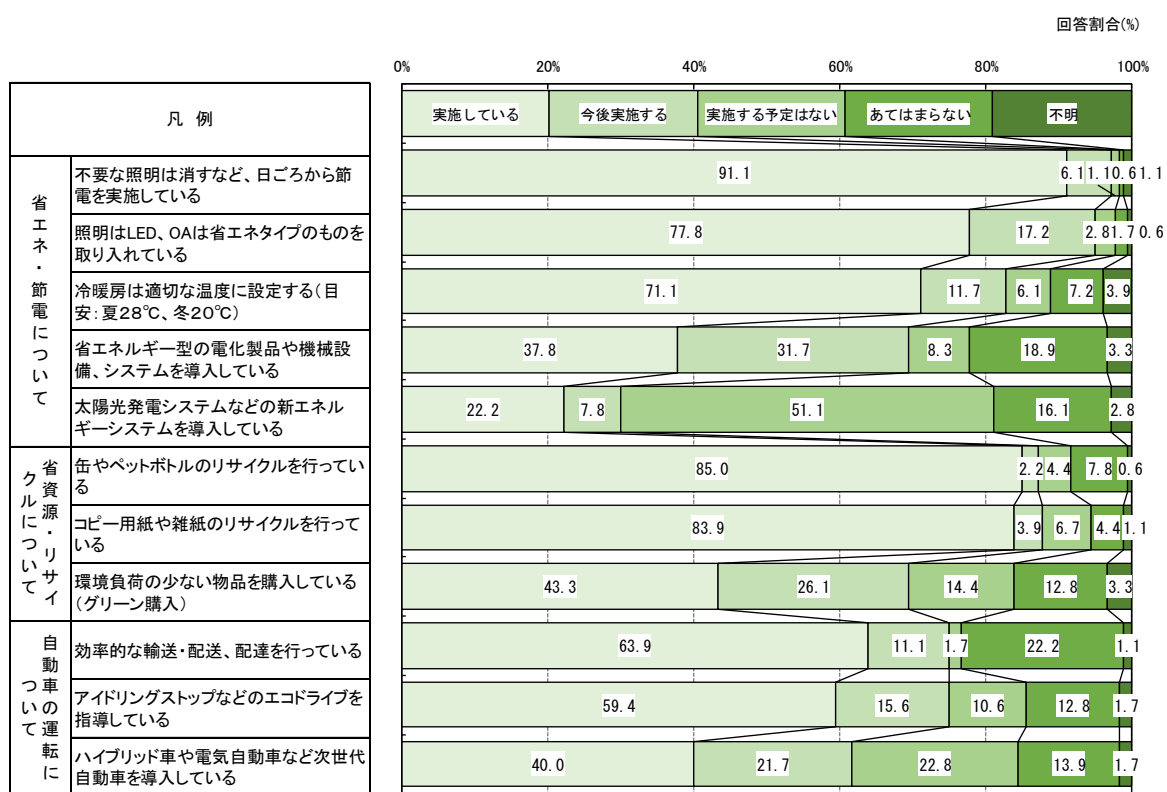
(2) 事業所アンケート

○事業所では、省エネ・節電の行動やリサイクルについては概ね取り組まれているが、「太陽光発電システムなどの新エネルギーシステムを導入している」や「省エネルギー型の電化製品や機械設備、システムを導入している」など設備導入に関しては、取り組みが低い状況です。

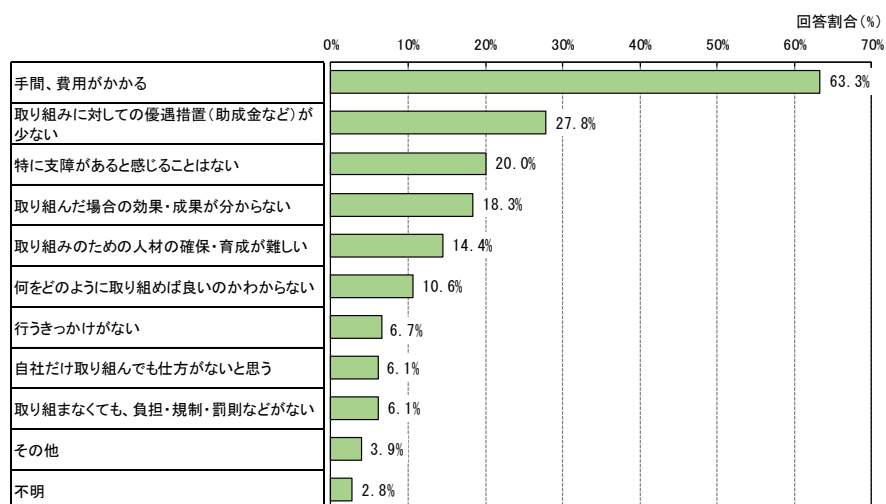
○環境配慮の取り組みを実施するために支障があるものとして、「手間・費用」の回答が圧倒的に多く挙げられました。

〔課題〕 省エネ・リサイクルに関する行動は取組が進んでいますが、ハード面の対策は取組が遅れる傾向があります。環境配慮の行動が一層進むよう、さらなる啓発や支援が必要です。

■省エネやリサイクルなど環境に配慮した取り組み



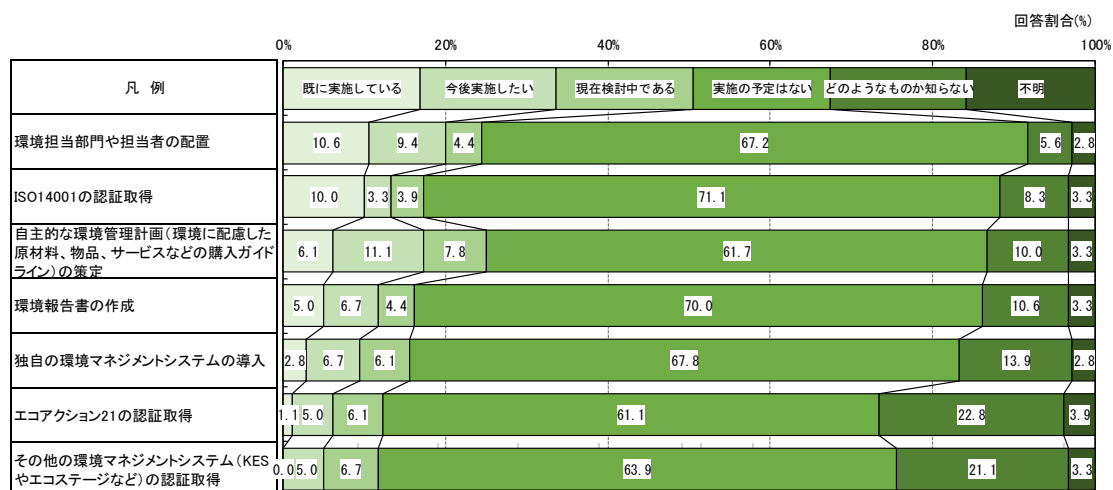
■環境配慮の取り組みを実施するために支障があると感じるもの



○環境に関する経営方針や管理手法の導入意向では、いずれの手法も「実施の予定はない」が最も多くなりました。

[課題] 環境に関する経営方針や管理手法は、コスト削減に役立つだけでなく環境リスクの管理や、企業イメージの向上等に役立ちます。より良い環境を創出するために、自社に適した管理手法を導入することで、社会全体の環境リスクを低減することが期待されることから、市としても促進していく必要があります。

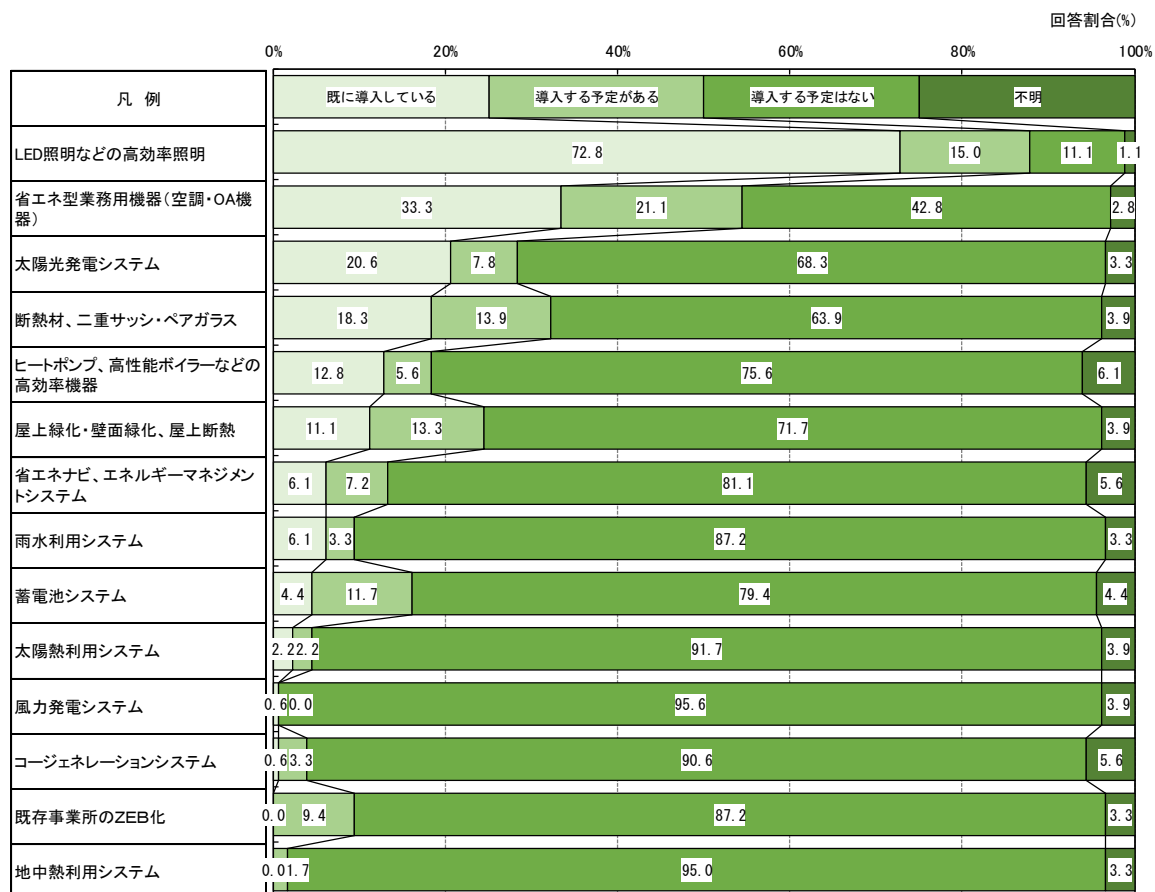
■環境に関する経営方針や管理手法の導入意向



○新エネルギー・省エネルギー設備の導入意向では、「高効率照明」と「省エネ型業務用機器」を除き、「導入する予定はない」が回答の半数以上を占めています。

〔課題〕 新エネルギー・省エネルギー設備は、技術革新によって経済性に見合うものもあります。今後も社会全体で、新エネルギー・省エネルギー設備の導入が進んでいくことが予測され、市としても促進していく必要があります。

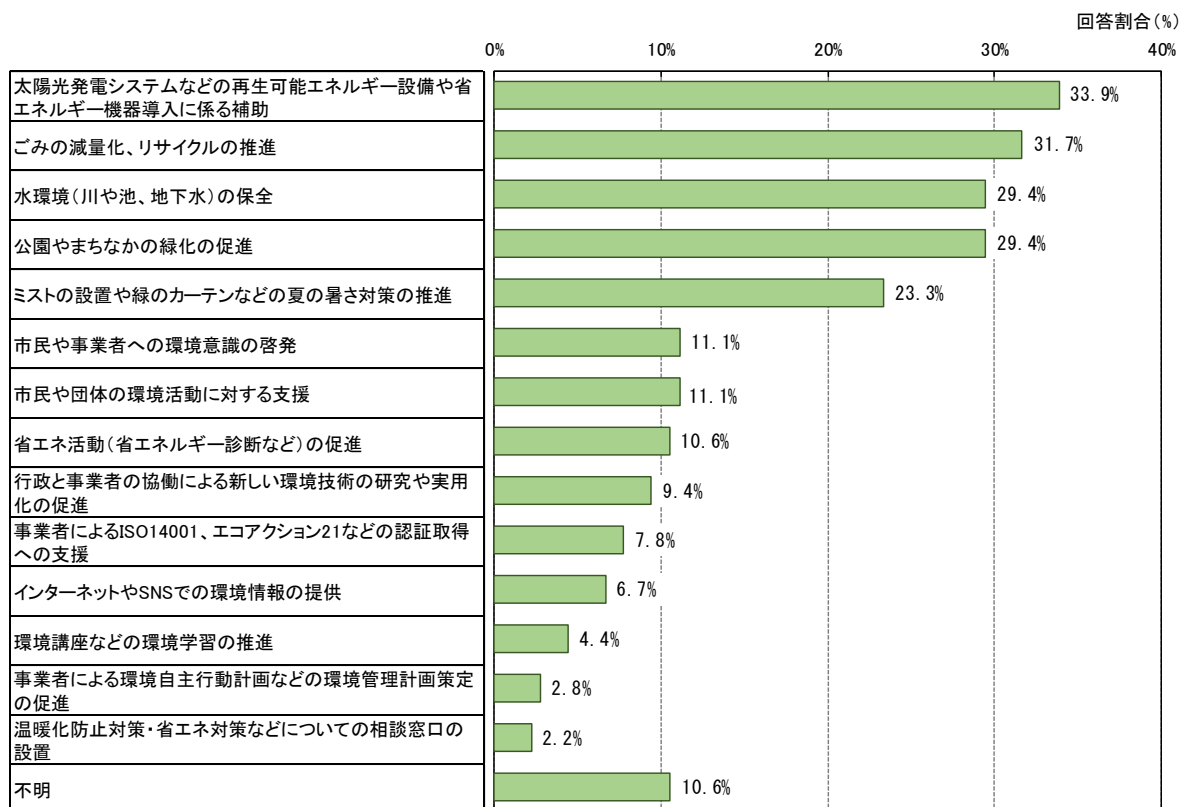
■新エネルギー・省エネルギー設備導入



○優先的に取り組んでほしい市の環境施策は、再エネ設備や省エネ機器導入に係る補助が最も多くなりました。

[課題] 新エネルギー・省エネルギー設備機器の導入は、事業所の取組として遅れていることから、補助金等の情報を適宜発信して、導入を支援する必要があります。

■優先的に取り組んでほしい市の環境施策



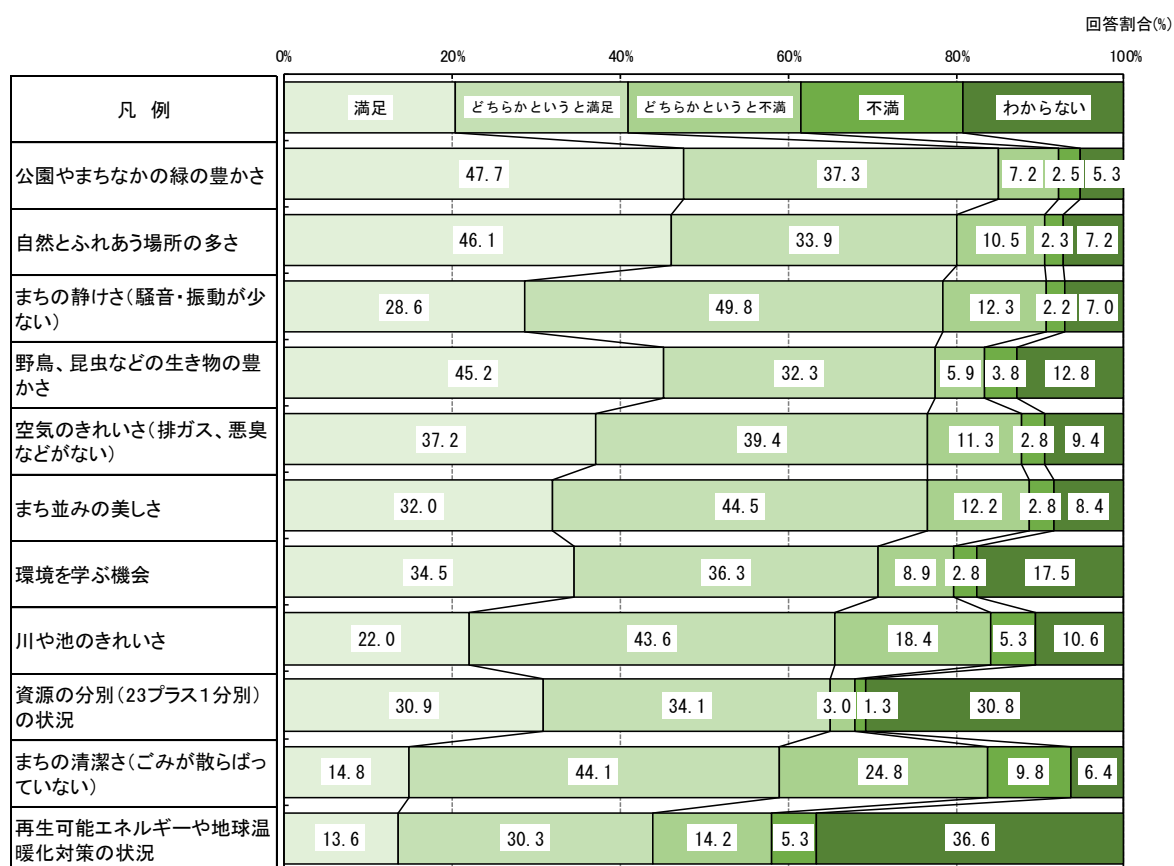
(3) 中学生アンケート

○環境の満足度では、「公園やまちなかの緑の豊かさ」「自然とふれあう場所の多さ」に「満足」が多く、「まちの清潔さ」に「不満」が多く、市民アンケート結果（P12）とは違う傾向となりました。

「再生可能エネルギーや地球温暖化対策の状況」、「資源の分別」は「わからない」が多い結果となりました。

〔課題〕 小・中学校では環境を学ぶ機会があり、子どもは身近な環境に対しての意識が高い。子どもを通じて環境の情報を伝えたり、環境学習の機会をつくるなど、多様な視点を生かした啓発活動を行う必要があります。

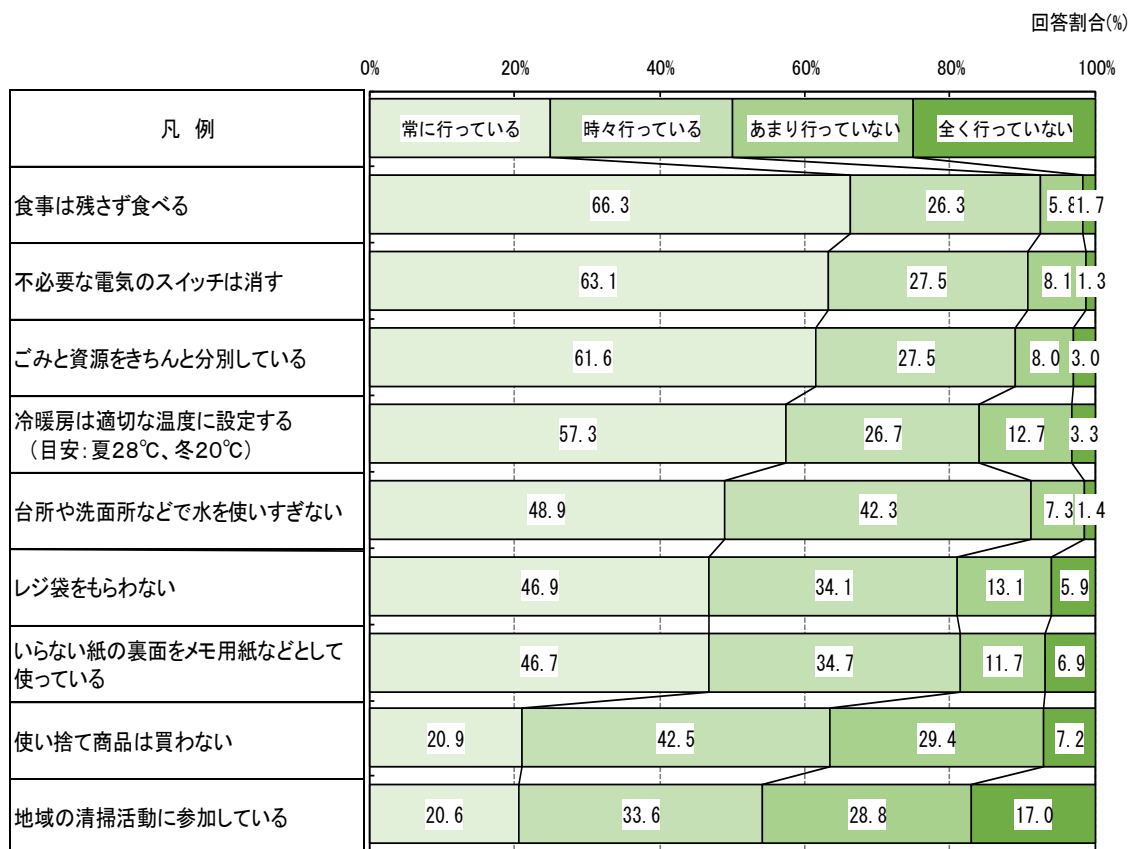
■環境の満足度



○環境に関する行動では、ほとんどの項目が「常に行っている」と「時々行っている」で8割以上を占めているが、「使い捨て商品は買わない」と「地域の清掃活動に参加している」については、他の項目に比べ低い結果でした。

〔課題〕 環境に関する行動は概ね実行されているので、常に実行されるよう、さらなる働きかけが必要です。

■環境に関する行動について



4 第3次多治見市環境基本計画の評価

「第3次多治見市環境基本計画」の取組を踏まえ、これまでの実績と今後必要となる事項を次のようにまとめました。

環境分野	実績	今後必要となる事項
三者（市民・事業者・市）の連携協力	環境情報の提供や市民団体相互の交流、環境学習機会の拡大、他の環境先進都市との市民交流など、充実が図られました。 環境学習や環境活動には、市民の関心が低い状況が伺えます。	市民・事業者・行政の相互連携を継続拡大する必要があります。また、環境意識の高い人材、指導的な人材を育成するとともに、若い世代に関心を持たせ、巻き込んでいく方法を工夫する必要があります。
地球環境の保全	地球温暖化対策として、機器設置への補助制度を通じた再生可能エネルギーの導入促進、暑さ対策の三者の連携、健全な水循環に関する施策に幅広く取り組んできました。	地球温暖化対策が強化されており、本市も幅広い対策に取り組む必要があります。また、市民の関心の高い夏の暑さ対策は、生活環境の保全として対策を続けていく必要があります。
自然環境の保全	生物多様性の確保を進めてきました。外来生物による被害が継続しています。	自然環境保全を今後も継続・拡充するとともに、外来生物に対し適正な対応をしていく必要があります。
物質の循環の保全	循環型社会の形成に向けた取組を先進的に進めてきましたが、食品ロスやプラスチック製ごみの削減など、さらなるごみ問題への対策も必要となっています。	ごみの減量化・資源化に向けて、消費者だけでなく提供者も巻き込んだ施策が必要です。さらに、プラスチック資源循環に取り組む必要があります。
生活環境の保全	河川の BOD ^{注1} で環境基準を満足するなど、良好な生活環境を実現しています。市民からは緑の多いまちづくりなど、快適な住環境の整備が求められています。	引き続き、公害防止の啓発と環境調査を実施します。さらに、三者の連携によって、美化活動や、暮らしやすいまちづくりにつながる取り組みを進めていく必要があります。
計画の進捗管理	「環境基本計画3者協議会」の役割と位置づけを明確にし、環境基本計画に掲載した各事業の進行管理と評価を実施してきました。市民や事業者の取組等については、意識調査による把握を行いました。	今後も市の事業や市民・事業者の取組状況を確認しながら、計画の進捗管理と適切な見直しを継続する必要があります。

注1：生物化学的酸素要求量（biochemical oxygen demand）のことで、水質指標の一つ。BODの数値が大きいほど、水中の汚れが大きいことを示しています。

第3章 多治見市の環境政策の方向性

1 テーマ

「多治見市環境基本条例」の前文から引用し、第1次計画から引き継いできた、「環境と共生するまち 多治見」をテーマとして、「一市民とともに「多治見市らしさ」を次世代へつなぐまち」をサブテーマとして掲げます。

環境と共生するまち 多治見

一市民とともに「多治見市らしさ」を次世代につなぐまち

テーマに込められた思い

「多治見市環境基本条例」の前文にあるように、私たち多治見市民は、周囲の緑を育て、土岐川に親しみながら、個性ある文化“多治見らしさ”を築いてきました。“多治見らしさ”とは、周囲の自然環境のみならず、市民が環境に配慮し、より良い環境を作り出すための工夫や努力を行う暮らし方や行動様式も含まれます。

本計画では、今まで築いてきたこの“多治見らしさ”を市民とともに高め、次の世代にしっかりと引き継いでいくことを目指します。

2 環境分野目標

第2次計画以降、「多治見市環境基本条例」第4条において掲げた事項を整理し、4つの環境分野にそれらを実行していく主体としての三者(市民・事業者・市)の連携協力を加えた、5つを環境分野として設定してきました。

本計画においても、条例に基づくこの方向性を継承し、次の5つを「環境分野目標」として位置づけます。

1 三者（市民・事業者・市）の連携協力

市民・事業者・市の三者が、地球環境の保全、自然環境と生物多様性の保全、循環型社会の形成及び生活環境の保全に取り組みながらそれぞれの役割を果たすための情報発信、環境教育の充実、市民活動が活性化する施策を展開します。

三者の連携は、環境基本計画を牽引する基盤的な施策として、引き続き、重点的に取り組みます。

2 地球環境の保全

地球環境問題の解決には、法や条例による規制だけではなく、私たちのライフスタイルの見直しや新しい技術の導入が必要です。多治見市に暮らす人々が環境に配慮したライフスタイルや企業活動等を行うことで、まち全体で環境負荷を低減させていくための施策を展開していきます。

地球温暖化対しては、世界的、全国的な状況から脱炭素化に向けて重点的に取り組む必要があります。アンケートでは、夏の暑さ対策には関心が高いものの、省エネ機器の導入や再生可能エネルギー導入などの取組は、普及が進んでいない状況です。市民・事業者ともに、積極的な環境配慮行動を促すための支援や、ライフスタイルを変えるための動機づけを行い、脱炭素化に向けて社会の仕組みの転換を進めます。

3 自然環境と生物多様性の保全

土岐川に代表される市内の河川、それを育む山並みは「多治見らしさ」の象徴です。そこに生きる生物も含め、この豊かな自然は人々が暮らしていくうえで必要なものであり、放っておいては守れないという認識に立って、次の世代により良い状態で引き継ぐための施策を展開します。

国際的には、生物多様性条約第15回、16回締約国会議が開催され、日本では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されるなど、「生物多様性」が注目されてきています。本市も含めた東濃地方には、シデコブシ等のこの地方固有の希少な動植物が生息・生育しています。希少な動植物の保全にとどまらず、この地域の生態系に目を向け、周辺環境も含めて生物多様性を保全していくよう努めます。

4 循環型社会の形成

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、ごみの23分別を中心として限りある資源を適正に利用し、不要になったものはできるだけ資源として利用するよう回収を進めてきました。ごみの23分別回収は定着しているものの、食品ロスやプラスチック資源循環促進法への対応など、さらに循環型社会の形成を進めていきます。

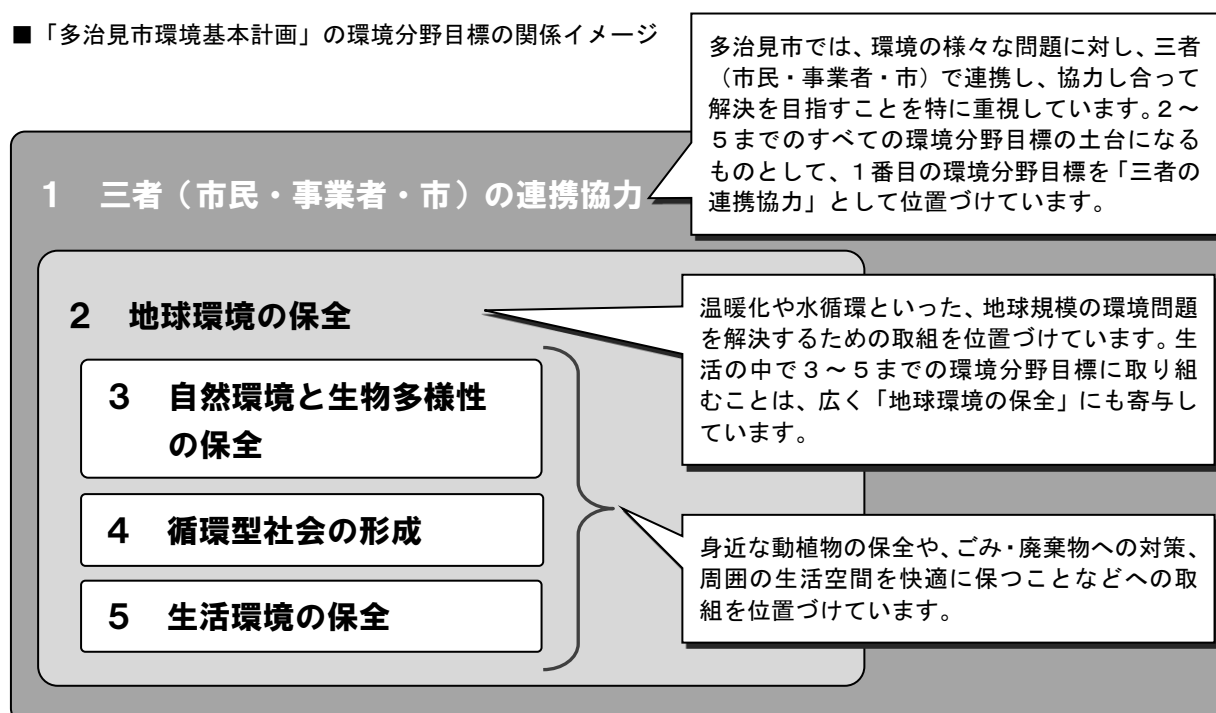
「ごみになってから処理方法を考える」という認識を改め、そもそも「ごみを出さない」社会へと仕組みを転換し、どうしても出てしまうごみは徹底分別してリサイクルを図り、それでもごみになってしまうものは適正処理が行われるよう施策を展開します。

5 生活環境の保全

私たちが暮らしやすい快適な環境を創出するためには、規制やまちのハード整備等だけではなく、私たち自身の努力も求められています。生活環境を良くするために相手を思いやる気持ちと行動がなければ、自分の生活環境を良くすることはできません。そこで、三者（市民・事業者・市）の連携により暮らしを取り巻く良い環境を守るとともに、魅力ある多治見のまちを創る施策を展開していきます。

生活環境に大きな影響を及ぼす公害については、継続的に必要な調査、適切な指導等を行い、安心・安全な環境を確保します。また、近年の夏は災害級の暑さが続くような状況が起きており、対策は急務です。快適だけでなく安全な環境を創出するための対策を、ハード・ソフトを併せて効果的に進めます。

■「多治見市環境基本計画」の環境分野目標の関係イメージ



3 施策の体系

本計画は、次のような体系に基づき施策を推進していきます。



※環境分野目標の下アイコンは、SDGsの目標を示します（P.2 参照）。

第4章 環境基本計画

第4章の見方

「第4章 環境基本計画」では、5つの環境分野目標に沿ってそれぞれ施策を設けています。この施策ごとに、市の取組と市民・事業者の行動指針を示します。

(取組に★印があるものは、「第5章 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」としても実施するものです。)

施策の方向性

施策の推進によって目指すものや成果として達成したいことを掲載しています。

施策ごとの取組

施策に対応する取組内容を示し、さらにその取組内容に沿って実施する具体的な事業・担当課を掲載しています。

(1) 環境教育・学習の推進

多治見市の将来を担う子どもたちに対する環境教育や、市民に対する啓発・情報発信により、環境に配慮した行動ができる市民の育成を図ります。また、市民自らが講師となり、市民間で環境保全に関する学びが循環するような体制を目指し、「人財」の育成を図ります。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
1 環境教育・学習の推進	1	環境に関する情報の発信	広報紙、ホームページ、SNS、FMビビ、アプリ 等	環境課 秘書広報課
	2	環境に関するイベントの開催	環境フェア、多治見の自然展 等	環境課
	3	環境に関する学習機会の提供	たじみエコカレッジ(土岐川観察館) 等	環境課
	4	子どもへの環境教育の実施	小中学校等での環境講座、お届けセミナー、土岐川観察館講座 等	環境課
	5	環境活動を行う「人財」の育成	環境意識の高い人財、環境学習を支援する指導者等の育成 等	環境課

市民の取組

- 広報紙やホームページなどから環境保全に関する情報を得て、家族で共有する。
- 環境フェアやたじみエコカレッジ等環境に関するイベントに参加・協力する。
- 市内の河川環境に、土岐川観察館等を利用する。
- 環境について、積極的に学ぶ。

事業者の取組

- 職場で、環境に関する研修を行う。
- 環境フェア等、環境に関するイベントやセミナーに積極的に参加・協力する。

「市民の取組」「事業者の取組」

それぞれの行動指針として、上記施策の推進にあたって市民・事業者に求めている取組の内容を掲載しています。

1 三者（市民・事業者・市）の連携協力

（１）環境教育・学習の推進

本市の将来を担う子どもたちに対する環境教育や、市民に対する啓発・情報発信により、環境に配慮した行動ができる市民の育成を図ります。また、市民自らが講師となり、市民間で環境保全に関する学びが循環するような体制を目指し、「人財」の育成を図ります。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
1 環境教育・学習の推進	1	環境に関する情報の発信	広報紙、ホームページ、SNS、FMビビ、アプリ 等	環境課 秘書広報課
	2	環境に関するイベントの開催	環境フェア、多治見の自然展 等	環境課
	3	環境に関する学習機会の提供	たじみエコカレッジ（土岐川観察館） 等	環境課
	4	子どもへの環境教育の実施	小中学校等での環境講座、お届けセミナー、土岐川観察館講座 等	環境課
	5	環境活動を行う「人財」の育成	環境意識の高い人財、環境学習を支援する指導者等の育成 等	環境課

市民の取組	事業者の取組
● 広報紙やホームページなどから環境保全に関する情報を得て、家族で共有する。 ● 環境フェアやたじみエコカレッジ等環境に関するイベントや学習の場に参加してみる。 ● 市内の河川環境などについて学習するために、土岐川観察館を利用してみる。 ● 環境について、家族で話し合う機会をつくる。	● 職場で、環境に関する研修を行う。 ● 環境フェア等、環境に関するイベントやセミナーに積極的に参加・協力する。



付知川でのガサガサ体験（エコカレッジ）

（２）市民・事業者の環境活動への支援

本市では、環境保全活動に関わる各種団体が活発に活動しています。これらの市民活動がより活性化するように支援を行います。また、事業者が行う積極的な環境配慮活動に向けて、情報提供等を通じてその取組を促進します。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
2 市民・事業者の環境活動への支援	6	市民活動団体への支援	環境団体への活動支援、環境フェアを通じた団体間の交流促進 等	環境課
	7	子どもの環境活動への支援	環境フェア等での子どもの環境活動を支援 等	環境課
	8	環境に配慮した事業活動への支援★	環境マネジメントシステムの認証などに対する情報提供、啓発 等	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
● 市民活動団体が行う環境保全活動に参加したり、クラウドファンディングなどを通じて活動を支援したりする。 ● 環境活動を行う事業者の製品・サービスを選ぶ。	● 市民活動団体が行う環境保全活動に参加・協力する。 ● I S O 14001 やエコアクション 21 などの認証登録に努める。 ● 自らが行う環境保全に関わる活動について、積極的に公表する。



子どもたちのステージ発表（環境フェア 2024）



活動団体の展示（環境フェア 2024）

(3) 連携協力による体制整備

本計画に基づき、市民・事業者・行政の役割分担のもと、環境保全の取組を推進します。また、行政が環境配慮に基づく施策・事業を展開できるよう、職員研修や庁内の推進体制を整備します。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
3 連携協力による体制整備	9	市民・事業者と連携した活動の推進	市民・事業者等と連携した施策の推進、環境基本計画の進捗管理、環境報告書の作成等	環境課
	10	他自治体との広域連携の推進	TASKI サミット ^{注1} の開催・参加、関係自治体との連携・交流 等	環境課
	11	地域循環共生圏形成に向けた市民・事業者等への支援	地球温暖化対策や循環型社会形成の市民・事業者等への支援 等	環境課
	12	環境に関する職員研修の実施	新人職員研修、一般職員研修、環境マネージャー研修 等	人事課 環境課 緑化公園課

注1：多治見市、安城市、新城市、掛川市、飯田市の5市の市長が集まって環境問題を話し合うサミット。5市の頭文字をとってTASKIと呼んでいる。

市民の取組 	事業者の取組 
● 環境基本計画の推進状況を確認するとともに、個人や家庭でできることに取り組む。	● 環境基本計画の推進状況を確認するとともに、事業者ができることに取り組む。



令和6(2024)年に多治見市で開催したTASKIサミット



2 地球環境の保全

(1) 脱炭素化の推進

生活や事業活動の中で、節電や省エネの実施、再生可能エネルギーの積極的導入を図ることで、社会の脱炭素化を進めます。また、エネルギー消費の少ない公共交通機関の利用を促進し、脱炭素化と併せて大気汚染防止等を推進します。

なお、市役所においては、現在準備中の新庁舎のZEB化や、公共施設の適正配置を進めるなど、脱炭素化を率先的に進めます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
1 脱炭素化の推進	13	環境に配慮した暮らし方の普及★	デコ活 ^{注1} の普及、エコカレンダーの作成等	環境課
	14	再生可能エネルギーの導入促進★	新エネルギーシステム設置補助、市有施設への太陽光発電設備設置推進、次世代自動車の普及 等	環境課
	15	ネットワーク型コンパクトシティの形成★	拠点への都市機能の誘導、中心拠点と地域拠点をつなぐ公共交通ネットワークの維持・構築 等	都市政策課
	16	多様な交通システムの推進★	ききょうバスの運行、地域あいのりタクシー制度への支援、公共交通への新技術導入等	都市政策課
	17	環境に配慮した市役所の率先行動の推進★	「温暖化対策実行計画（事務事業編）」の推進 等	環境課
	18	新庁舎のZEB ^{注2} 化	新庁舎のZEB（ZEB Ready）を推進	総務課
	19	市有施設の省エネ化の推進★	新築施設のZEB化推進、計画的な空調等の設備更新、施設照明のLED化 等	企画政策課
	20	行政サービスのデジタル化の推進★	行政手続のオンライン化、ペーパーレスの推進 等	デジタル推進課 企画政策課

注1：脱炭素（Decarbonization）と環境に良いエコ（ECO）をかけて「デコ」と活動・生活を組み合わせた言葉で、カーボンニュートラル及び2030年の削減目標の実現に向けて、国民消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しするための国民運動。

注2：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ばれている。快適な室内環境を保ちながら、省エネと創エネにより、「建物で消費する年間の一次エネルギーの消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指した建物」のこと。

ZEBには、エネルギー消費量削減基準により4つの定義 ZEB(ゼブ)、Nearly ZEB(ニアリーゼブ)、ZEB Ready(ゼブレディ)、ZEB Oriented(ゼブオリエンテッド)があります。

市民の取組 	事業者の取組 
● 電気やガスの節約を心がける。 ● 省エネ性能のよい設備・技術を導入する。 ● エコドライブを心がける。 ● 自家用車に頼り過ぎず、バスや鉄道等の公共交通機関を積極的に利用する。 ● 再生可能エネルギーを積極的に導入する。 ● 宅配便は1回で受け取る。	● エアコンの温度管理やクールビズ、ウォームビズなどを推奨し、節電に努める。 ● 温室効果ガスの排出が少ない設備・技術の導入を図る。 ● 新築、増・改築の際は、省エネ基準に適合させる。 ● エコドライブを心がけ、輸配送の効率化を図る。 ● 再生可能エネルギーを積極的に導入する。 ● グリーン調達を実践する。 ● 資料等のペーパーレス化を進める。

(2) 水資源の有効利用の促進

水は限られた資源であり、そのことを認識しながら使用することが大切です。さらに、水源の水を浄化し市域全体に届け、使用後の水を浄化して河川へ放流するために多くのエネルギーを使っていることも、忘れてはいけません。

長期的には雨の降り方に変化が見られるため、水循環の重要性を改めて周知するとともに、雨水利用の促進等に努めます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
2 水資源の有効利用の促進	21	水道水の有効利用	水道の老朽配管の更新、漏水調査の実施、節水等の啓発 等	上下水道工務課 上下水道総務課
	22	雨水の有効活用	公共施設や家庭での雨水貯留施設の設置等	上下水道総務課

市民の取組	事業者の取組 
● 節水を心がける。 ● 雨水を貯めておき、打ち水や樹木への散水に利用する。	● 節水を心がける。 ● 雨水タンクを設置し、雨水を事業所敷地内の散水などに利用する。

3 自然環境と生物多様性の保全

(1) 森林・緑地の保全

本市の面積の半分を占める森林は、この地域固有の多様な動植物を育んでいます。また、緑のある風景は、暑さを和らげたり季節の変化に気づかせてくれるなど、私たちの快適な暮らしを保持していくうえで欠かすことができないものです。このように大切な森林や緑地の保全に向けた取組を進めます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
1 森林・緑地の保全	23	身近な森林・緑地の保全、整備・活用★	「かさばら潮見の森」等の自然に親しめる公園の整備・管理、市民による森林整備等	緑化公園課
	24	森林経営管理制度の推進	適切に管理されていない私有林人工林について、森林環境譲与税を用いた調査、保全等	農林課

市民の取組 	事業者の取組 
● 公園愛護活動や里山整備事業に積極的に参加する。	● 植林や森林保全活動に協力する。 ● 公園愛護活動や里山整備事業に協力する。



希少植物のシデコブシ

（２）身近な自然環境の保全と創出

公共施設や沿道、民有地など、身近な場所で緑地の保全と創出を進め、暑さ対策、防災や美しい景観の形成などにつなげます。また、水辺や農地は多くの生物に貴重な生息及び生育環境を提供していることを踏まえ、適切な維持・管理を図ります。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
2 身近な自然環境の保全と創出	25	緑化の推進	公共用地の緑化、保存樹・保護地区の管理者等への謝礼、市街地緑化・生垣補助 等	緑化公園課
	26	水辺環境の保全	川、ため池、湿地等の生態系調査・保護、親水空間の創出 等	環境課 道路河川課
	27	農地の維持・管理	多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用した農地、水路等の維持・管理 等	農林課

市民の取組 	事業者の取組 
● 住宅の敷地内で緑を増やす。 ● 身近な地域の農道・水路などの草刈りや清掃等、農地の維持・管理に協力する。	● 敷地、屋上、壁面の緑化など、事業所内の緑を増やす。 ● 水辺環境の保全に関する事業に協力する。

（３）野生動植物の保全

希少動植物の生育地を保全するほか、生態系に悪影響を及ぼしている特定外来生物^注の生息状況の把握と適切な防除を進め、地域の野生動植物の生育環境を保全します。また、ビオトープなどの身近で多様な生き物が生息できる場の整備により、自然と共生するまちづくりを進めます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
3 野生動植物の保全	28	希少動植物の生育地の保全	希少動植物の生育地の保全、生育調査 等	環境課 緑化公園課 文化財保護課
	29	特定外来生物の防除	アライグマ、ヌートリアの防除、外来動植物の適正対応 等	農林課 環境課
	30	身近な生き物の生育地の保全	ビオトープの整備、川などでの生き物調査 等	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
● 身近な動植物に関心を持ち、保全する。 ● 特定外来生物ほか外来種への対応について理解を深める。	● 事業地及びその周辺の動植物の生育環境に配慮する。

注：海外から入ってきた外来生物で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（2004年制定）」により指定されたもの。

4 循環型社会の形成

(1) ごみの減量化

ごみの減量化に関する情報提供や啓発を通じて家庭・事業所等から排出される可燃ごみの減量化を推進し、ごみ処理費用の削減や温室効果ガスの排出抑制につなげます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
1 ごみの減量化	31	家庭におけるごみの排出抑制★	家庭用生ごみ処理機購入補助 等	環境課
	32	事業所におけるごみの排出抑制★	事業所への啓発の実施 等	環境課

市民の取組	事業者の取組
● 不必要なものは買わない、食品ロスを減らすなど、ごみを減らす生活を心がける。 ● 使い捨てプラスチック製品の使用を減らす。 ● 生ごみを堆肥化して家庭菜園などで活用する。 ● 出かけるときはエコバッグ、マイボトルを持参する。	● 資料等のペーパーレス化を進める。 ● コピー用紙は裏面も活用するなど、資源を有効に活用し、ごみを減らす。 ● 事業所内の消耗品は省資源の物品を選び、購入する。 ● 製品は過剰に包装・梱包をしない。 ● 社員食堂などでは割り箸、紙コップなどの使い捨て商品は、できる限り使用しない。 ● 使い捨てプラスチック製品の使用を削減する。 ● ごみの発生しにくい製品やサービスを提供する。



三の倉センターのリサイクルスペース

(2) リユース、リサイクルの促進

新たにプラスチック製ごみの分別収集・資源化を導入し、資源の分別収集を徹底して、利用できる資源ごみの分別を促進します。また、ごみの焼却後に発生する溶融スラグなどの利活用に努めます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
2 リユース、リサイクルの促進	33	資源の分別回収の徹底★	23 分別+1 の徹底 等	環境課
	34	プラスチック製ごみの分別収集★	プラスチック資源循環の普及、再製品化、分別方法の調査及び研究 等	環境課
	35	資源の有効活用	溶融スラグの JIS 認証継続、食品残さの堆肥化、資源収集の実施 等	三の倉センター 環境課

市民の取組 	事業者の取組 
● 紙の箱などの資源として再利用できるものはきちんと分別する。 ● リサイクル製品や繰り返し使用できる製品を優先して選ぶ。	● リサイクル製品や繰り返し使用できる製品を優先して選ぶ。 ● 製造する製品はリサイクルしやすい素材や自然界に残らないものに改良する。

(3) 適正なごみの処理

排出されたごみは、「多治見市一般廃棄物処理実施計画」に基づき適正な処理を行います。また、パトロールの強化や不法投棄されにくい環境づくりなどにより、不法投棄対策を実施します。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
3 適正なごみの処理	36	廃棄物の適正処理	焼却場等における適正処理、施設の整備・管理 等	三の倉センター
	37	不法投棄等対策の実施	不法投棄監視パトロールの実施、海洋プラスチックごみ問題の啓発 等	環境課
	38	広域ごみ焼却施設の整備等	3 市でのごみ焼却施設の整備等の検討	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
● 不法投棄やごみのポイ捨てをしない。 ● 自宅周辺をきれいに保ち、ごみのポイ捨てをしにくい環境をつくる。 ● 清掃活動のボランティアに積極的に参加する。	● 廃棄物を適正に処理する。 ● 事業所周辺をきれいに保ち、ごみのポイ捨てをしにくい環境をつくる。

5 生活環境の保全

(1) 公害の防止

生活環境保全に関する啓発や情報提供を行うとともに公害監視体制の充実を図り、各種の環境基準の達成に向けた継続的な取組を行います。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
1 公害の防止	39	水質、土壌、大気等の環境調査の実施	河川水質、処分場放流水、土壌、臭気等の調査 等	環境課
	40	生活排水の浄化	下水処理道施設の適正管理、下水道への接続促進、合併処理浄化槽への切り替え促進等	上下水道施設課 上下水道総務課 環境課

市民の取組 	事業者の取組 
● 洗剤の過剰な使用を控える。 ● 不適切な野外焼却をしない。 ● 生活騒音に配慮する。	● 事業所からの排水、ばい煙、残土等は、基準値を順守して排出する。 ● 低騒音、低振動型の機械・設備を導入するなど、騒音・振動の発生を抑制する。 ● 有害化学物質等を使用する場合は、適正な使用・管理・処分する。



市内中央部を流れる土岐川

（２）夏の暑さ対策の推進

本市の夏の高温対策の研究を進めるとともに、市民・事業者が自ら対策をとれるよう、効果的な暑さ対策についての情報提供等を行います。また、暑さを緩和するための環境整備を進めます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
2 夏の暑さ対策の推進	41	高温に関する調査・研究	団体等と連携した高温の調査・研究 等	環境課
	42	暑さに関する情報提供★	熱中症警戒アラート、注意メール等による注意・喚起 等	救急指令課 保健センター 環境課
	43	暑さを緩和するための環境整備★	ミスト設置、暑さ対策製品の普及、クーリングシェルターの開設、虎渓用水の活用等	環境課 保健センター 緑化公園課
	44	暑さ対策事業の実施★	ゴーヤのカーテンの促進、クールアースデーの実施、植樹の促進 等	環境課

市民の取組 	事業者の取組 
● 夏は窓に日よけなどを設置し、直射日光を避ける。 ● 熱中症警戒アラート発令時には、熱中症に注意する。 ● 夏季の朝夕に打ち水を行う。 ● 高木を積極的に植栽し、緑陰を増やす。 ● 熱中症リスクを理解し、熱中症予防をする。	● カーテンなどを使用し、オフィスへの直射日光を避ける。 ● 熱中症警戒アラート発令時には、屋外作業等で熱中症に注意する。 ● クールビズ・クールシェアを推進する。 ● 事業所の敷地内に植栽を増やす。 ● 熱中症リスクを理解し、熱中症予防を指導する。



クールアースデーの打ち水イベント

(3) 風景の保全と創出

本市の自然環境や歴史を生かしたまちなみ等を保全し、「美しい風景づくり」を推進します。また、良好な景観を阻害するような広告看板等の指導・撤去に努めます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
3 風景の保全と創出	45	美しい風景づくりの推進	風景づくりアドバイザーによる相談・審査、たじみ景観塾の開催 等	都市政策課
	46	適正な広告景観の形成	屋外広告物の設置・管理及び撤去に関する指導 等	都市政策課

市民の取組 	事業者の取組 
● まちなみに配慮した住宅の色・デザイン等にするように努める。	● 景観を壊すような看板は設置しない。 ● 事業所の建物等を、周辺の環境と調和した色・デザイン等にするよう努める。

(4) 快適な住環境の整備

住環境を快適に保てるよう、美化活動や緑化を進めるとともに憩いの空間の創出を図ります。この他、身近な住環境を悪化させる環境課題に対し、庁内で連携して対応策の検討を進めます。

施策	No.	市の取組	具体的な事業	担当課
4 快適な住環境の整備	47	まち美化活動の推進	市民と一緒にした美化活動 等	環境課
	48	身近な憩いの空間の創出	都市公園、児童遊園、ポケットパークの施設整備 等	緑化公園課
	49	住環境悪化への対応	空家の把握・適正管理、老朽・危険空家の除却支援、犬猫の適正飼育の啓発 等	建築住宅課 環境課

市民の取組 	事業者の取組 
● 地域の環境美化活動などに参加する。 ● 自宅周辺の環境美化に努める。 ● ペットの一生に責任をもって、飼育の義務を果たす。	● 地域の清掃活動などに参加する。 ● 事業所周辺の環境美化に努める。

第 5 章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 計画の基本事項

（１）計画の対象

「多治見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の対象区域は本市全域とし、産業部門、民生部門（家庭・業務）、運輸部門及び廃棄物部門の４部門を計画の対象とします。

■計画の対象とする部門

- 産業部門 … 製造業、建設業・鉱業、農業などの第一次産業及び第二次産業に関する活動によって発生・排出されるもの
- 民生家庭部門 … 家庭での生活、住宅内で発生・排出されるもの（マイカーを除く）
- 民生業務部門 … 産業・運輸部門に属さない企業・法人内で発生・排出されるもの
- 運輸部門 … 自動車、鉄道などの人・物の輸送・運搬によって発生・排出されるもの
- 廃棄物部門 … 一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処理によって発生・排出されるもの

（２）対象とする温室効果ガス

本計画では、わが国の温室効果ガス排出量の中で最も高い割合を占めるとともに、市民生活に深く関わっている二酸化炭素（以下「CO₂」と言う。）を対象とします。

（３）基準年度の変更

国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減目標の基準年度を平成 25（2013）年度としているため、前計画までの基準年度の平成 26（2014）年度を、今計画から国に合わせ平成 25（2013）年度に変更します。

2 現状と課題

※以下、国際的な動きや長期的な展望を記載している箇所について、西暦の表記とします。

（１）国の動き

○「2050 年カーボンニュートラル宣言」を受け、削減目標を強化した新たな「地球温暖化対策計画」が令和 3（2021 年）年 10 月に閣議決定されました。

○同計画では、中期目標を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 46%削減とし、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として令和 32（2050）年度までにカーボンニュートラルを実現することを位置づけています。

[課題] 長期的にカーボンニュートラルを見据えて排出量を削減するために、建物や設備などの省エネ化や再生可能エネルギー導入や、まちづくりも含めてハード面の対策にも取り組む必要があります。

■「地球温暖化対策計画」の主な対策・施策

再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域にプラスになる再エネ拡大（太陽光等）
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

産業・運輸など

- 2050 年に向けたイノベーション支援
→2 兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの 30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

分野横断的取組

- 2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

（２）多治見市の状況

①CO₂排出量の現況推計の前提事項

○本市において排出されるCO₂排出量の令和3（2021）年度の現況把握を行い、新たな基準年度の平成25（2013）年度からの動向をまとめました。

○CO₂の排出量は、環境省が提供する「部門別CO₂排出量の現況推計」を使用して取りまとめました。

②多治見市のCO₂排出量の状況

○本市において排出されるCO₂排出量は、令和3（2021）年度で579.0千t-CO₂であり、平成25（2013）年度から19.4%、平成26（2014）年度からは14.9%減少しています。最も高い割合を占めているのは「運輸部門」（28.2%）、次いで「民生業務部門」（24.9%）となっており、全国と比較すると「産業部門」の割合が低いことが特徴です（図2）。推移をみると、「一般廃棄物」を除く全ての部門の排出量が平成25（2013）年度から減少しています（図1）。

表1 CO₂排出量（単位：千t-CO₂）

部門	令和3 (2021)年度
産業部門	107.9
民生業務部門	144.3
民生家庭部門	141.4
運輸部門	163.3
一般廃棄物	22.1
合計	579.0

図1 CO₂排出量の推移

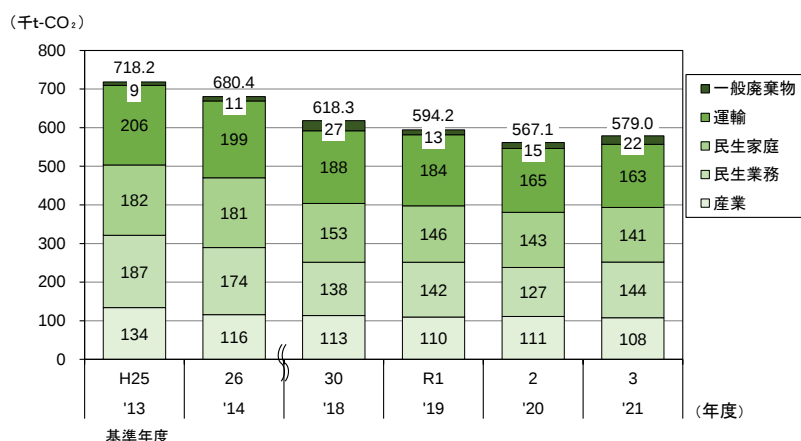
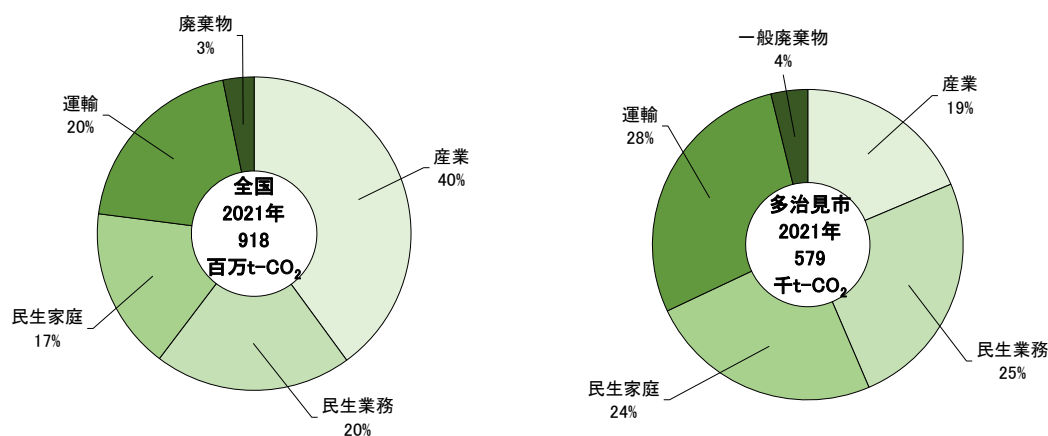


図2 CO₂排出量の内訳（全国：左、多治見市：右）



③部門別の算出結果

ア. 産業部門

○本市の産業部門のCO₂排出量は減少傾向が続いています（図3）。製造品出荷額等は平成25（2013）年度を上回る状態で推移しており（図4）、事業活動は活発であると考えられます。事業者の省エネ対策や、主要なエネルギーである電気の排出係数が低減している（図5）ことが影響していると考えられます。

図3 産業部門のCO₂排出量の推移

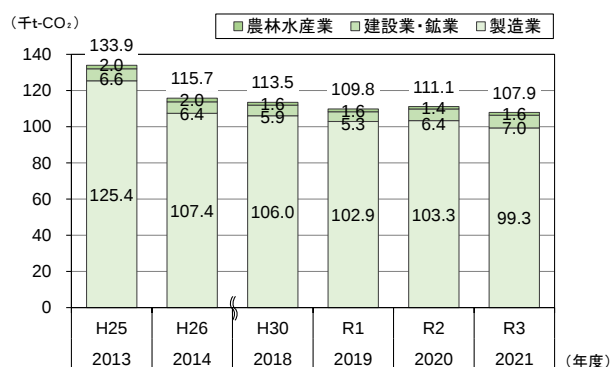
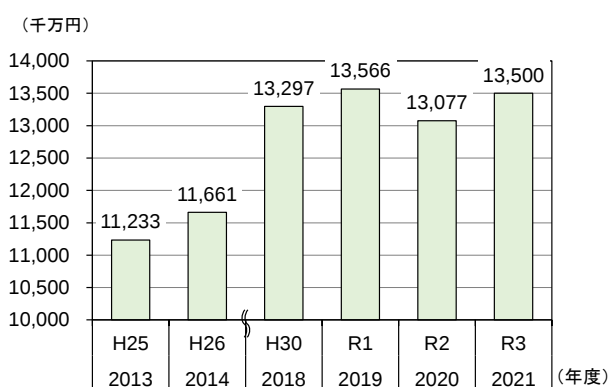


図4 製造品出荷額等の推移



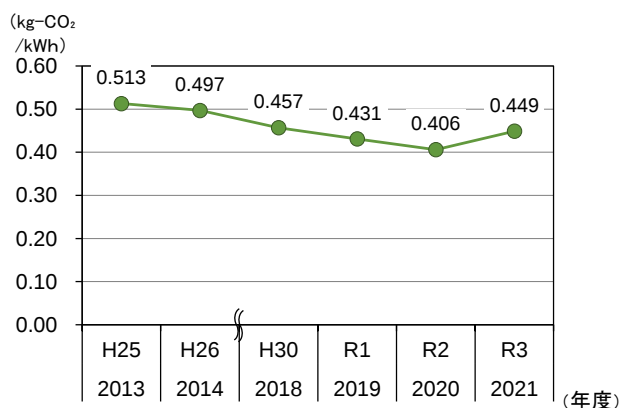
資料：工業統計

表2 産業部門の各種統計データの推移

区分	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
製造品出荷額等（千円）	11,233	11,661	13,297	13,566	13,077	13,500
建設業・鉱業従業者数（人）	2,531	2,531	2,480	2,480	2,480	2,480
農家数（戸）	405	405	360	360	300	300

資料：工業統計、経済センサス、統計たじみ

図5 電気の排出係数の推移（中部電力ミライズ株式会社）



資料：当社のCO₂排出係数等の推移
（中部電力ミライズ(株)）

イ. 民生部門

○本市の家庭部門のCO₂排出量は、平成 25（2013）年度以降減少傾向が続いています（図 6）。

世帯数は増加しているが、1 世帯当たりのCO₂排出量は減少している（図 7）ことから、家電製品等の省エネ性能の向上や、電気の排出係数の低減の影響が強いと考えられます。

○本市の業務部門のCO₂排出量は、平成 25（2013）年度以降を下回る状態で推移しています（図 6）。建物の延床面積は、変動はあるものの大きな減少が見られないことから、家庭部門同様に、設備機器等の省エネ性能の向上や電気の排出係数低減の影響が強いと考えられます。

図 6 民生部門のCO₂排出量の推移

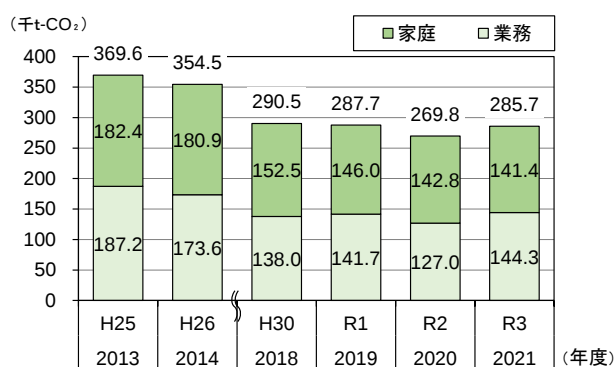
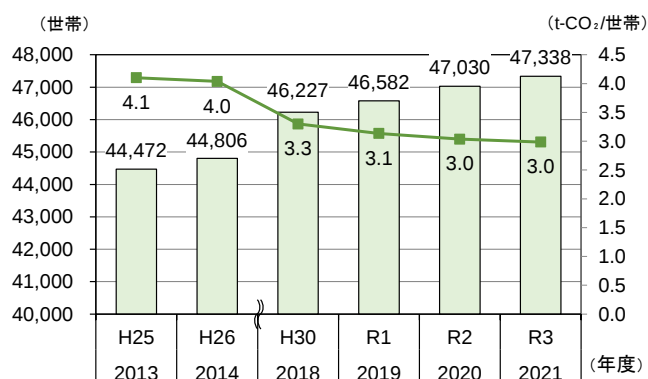


図 7 世帯数及び一世帯当たりCO₂排出量の推移



資料：多治見市の人口と世帯

表 3 民生業務部門の建物の延床面積の推移

区分		平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
木造	旅館・料亭・ホテル (㎡)	1,929	1,979	2,044	2,044	2,044	1,871
	事務所・銀行・店舗 (㎡)	74,156	74,480	74,701	74,340	71,340	74,004
	劇場・病院 (㎡)	2,589	2,589	3,079	3,734	3,992	6,063
木造 以外	事務所・店舗・銀行 (㎡)	622,430	650,582	684,265	687,554	661,468	686,057
	病院・ホテル (㎡)	88,581	90,312	92,354	91,944	78,807	90,511
合計 (㎡)		789,685	819,942	856,443	859,616	817,651	858,506

注：各年 1 月 1 日現在

資料：統計たじみ

ウ. 運輸部門

○本市の運輸部門のCO₂排出量は、平成 25 (2013) 年度以降、減少傾向が続いています (図 8)。

排出量のほとんどが自動車によるものです。自動車の保有台数は平成 25 (2013) 年度以降概ね横ばい (図 9) ですが、1 台当たりのCO₂排出量は減少している (表 4) ことから、軽自動車の割合が増加していることや、次世代自動車の普及などにより 1 台当たりの燃料使用量が減少したことなどが、CO₂排出量の減少に影響していると考えられます。

図 8 運輸部門のCO₂排出量の推移

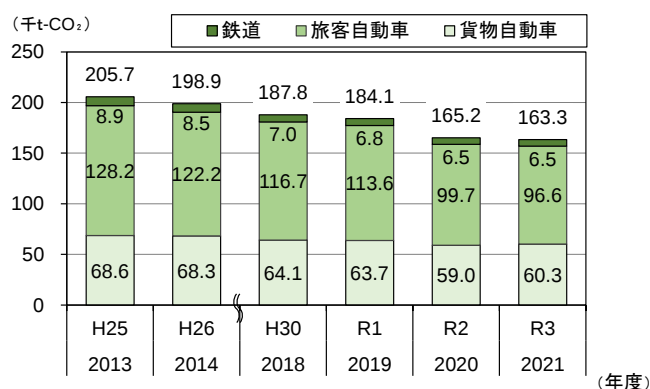
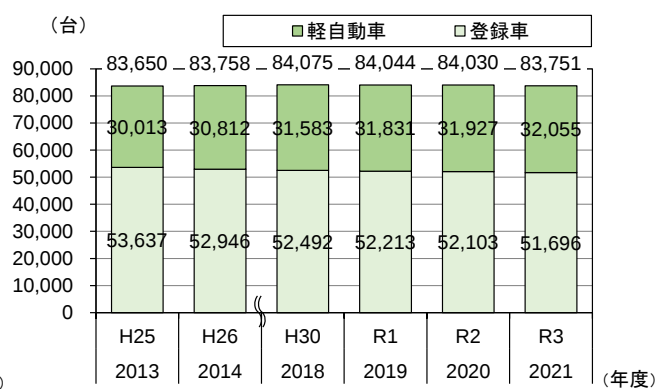


図 9 自動車保有台数の推移



資料：中部運輸局陸運支局

表 4 自動車保有台数及び一台当たりCO₂排出量の推移

区分	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
軽自動車以外 (台)	53,637	52,946	52,492	52,213	52,103	51,696
軽自動車 (台)	30,013	30,812	31,583	31,831	31,927	32,055
合計 (台)	83,650	85,758	84,075	84,044	84,030	83,751
一台当たりの CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	2.35	2.27	2.15	2.11	1.89	1.87

資料：中部運輸局陸運支局

エ. 廃棄物部門

○本市の廃棄物部門のCO₂排出量は、平成 25 (2013) 年度を上回る状態が続いています (図 10)。

ごみ焼却量は令和 3 (2021) 年度までは増え (図 11)、それ以降は減少傾向にあるものの、燃えるごみには分別可能な資源がまだまだ混入していると考えられます。

図 10 廃棄物部門の CO₂ 排出量の推移

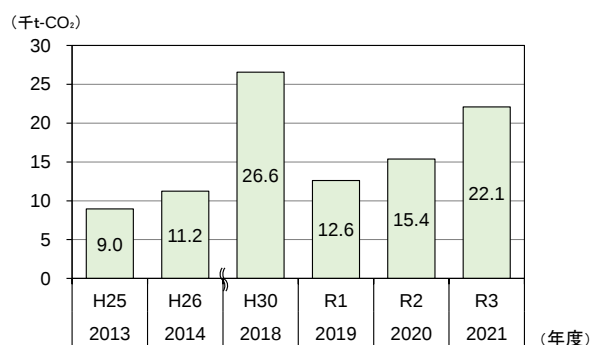
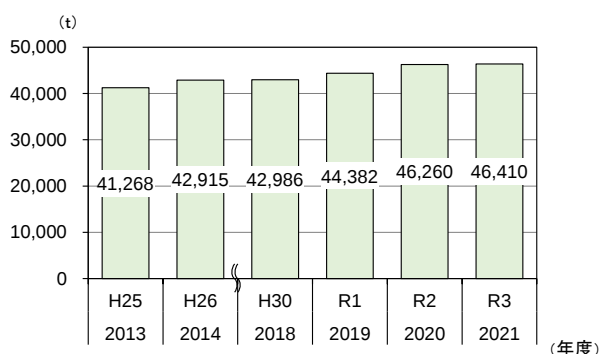


図 11 ごみ焼却量の推移



資料：多治見市の環境・廃棄物

④大規模な事業所の状況

○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業所（特定事業所）は、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告する義務があります。国は報告された情報を集計し公表しています。これによると、令和 3 (2021) 年度の本市の特定事業所は 15 件で、大半が産業部門です (図 12)。産業部門内での割合も高いため、CO₂排出量削減のためには、特定事業所に対しての働きかけが大きく影響します。

図 12 特定事業所の件数

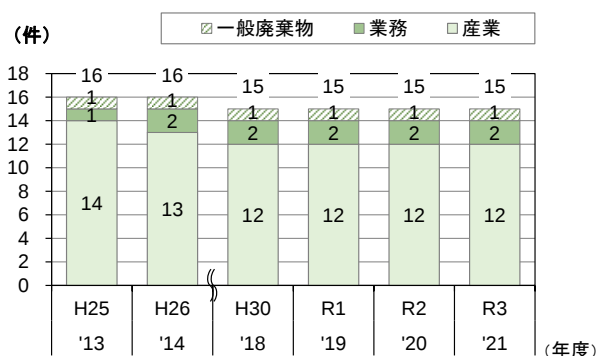
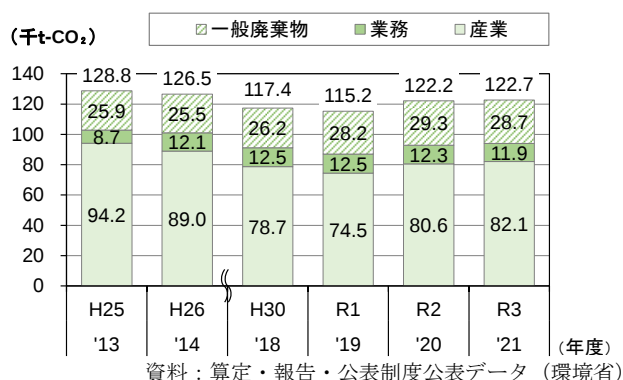


図 13 特定事業所の CO₂ 排出量の推移

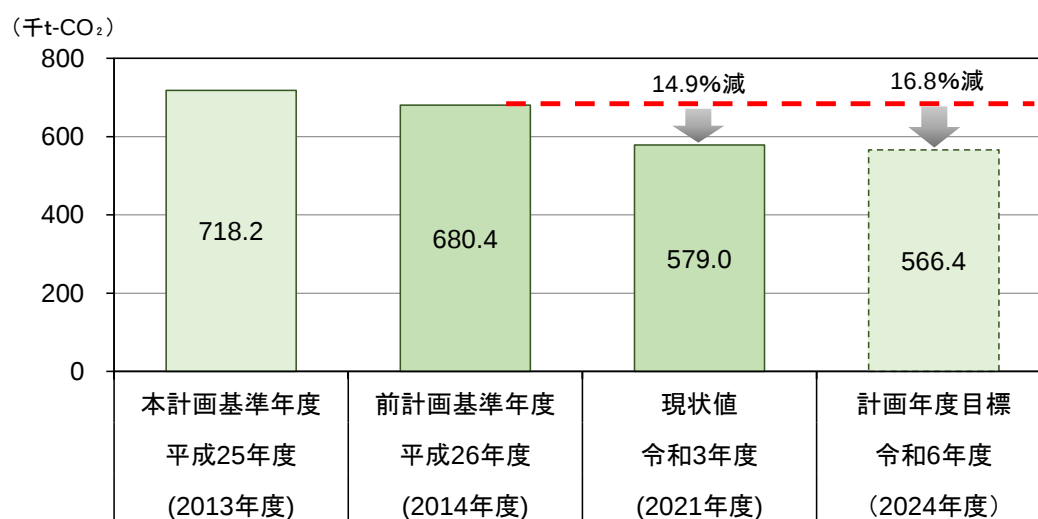


資料：算定・報告・公表制度公表データ（環境省）

(3) 前計画の進捗状況

令和3(2021)年度のCO₂排出量は、基準年度(平成26(2014)年度)から14.9%減少しており、前計画の計画年度目標16.8%削減には達する見込みです(図14)。しかし国は、「平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度までに46%削減、2050年度には実質ゼロ」という目標を掲げており、今後はそれを踏まえた目標設定が必要になることを考えると、その差は大きい状況です。

図14 第3次環境基本計画の年度目標におけるCO₂排出量の削減状況



（４）将来の排出量

新たな計画策定に向けて削減目標を見直すにあたり、追加的な対策を行わなかった場合（現状趨勢（BAU））の将来の排出量を推計しました。

現状趨勢（BAU）排出量は、以下の式に基づき求められます。

$$（現況年度排出量） \times （指標の将来の伸び率） = （BAU 排出量）$$

部門別に指標を設定し、現況年度（2021 年度）から 2030 年度における伸び率を想定し、BAU 排出量を求めました。ただし、各部門において排出量の占める割合の低い建設業・鉱業、農林水産業、鉄道は現状維持としました。

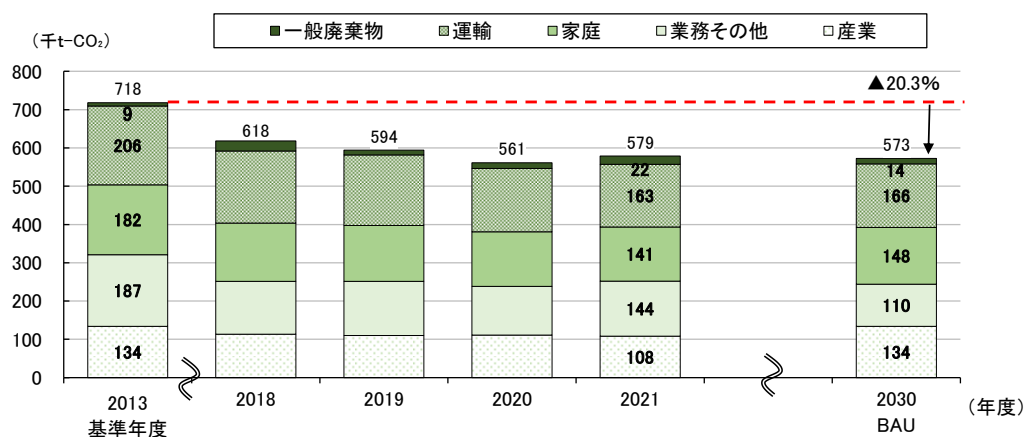
表 5 温室効果ガスの指標の将来値の推計方法

部 門		指標	指標の将来の伸び率の推計方法
産業	製造業	製造品出荷額等	過去 10 年間の対前年伸び率の平均
	建設業・鉱業	現状維持	-
	農林水産業	現状維持	-
民生業務		従業者数	第 8 次多治見市総合計画の目標人口（15～64 歳人口）
民生家庭		世帯数	第 8 次多治見市総合計画の目標人口と世帯当たり人口の動向
運輸	旅客自動車	人口	第 8 次多治見市総合計画の目標人口
	貨物自動車	産業・民生業務部門排出量	産業と民生業務の排出量合計の伸び率
	鉄道	現状維持	-
一般廃棄物		人口	第 8 次多治見市総合計画の目標人口

その結果、2030 年度における BAU 排出量は、573 千 t-CO₂、基準年度比で 20.3%減少となり、2021 年度と同水準になる見込みです（図 15）。

[課題] 追加的な対策を行わなかった場合には、国が目標とする「平成 25（2013）年度比で令和 12（2030）年度までに 46%削減」には達しないため、対策を強化する必要があります。

図 15 部門別将来排出量



注：四捨五入により合計が合わない場合がある。

3 計画の目標

本計画では、平成 25（2013）年度を基準年、令和 12（2030）年度を中期目標とし、長期的には 2050 年にゼロカーボンを目指します。

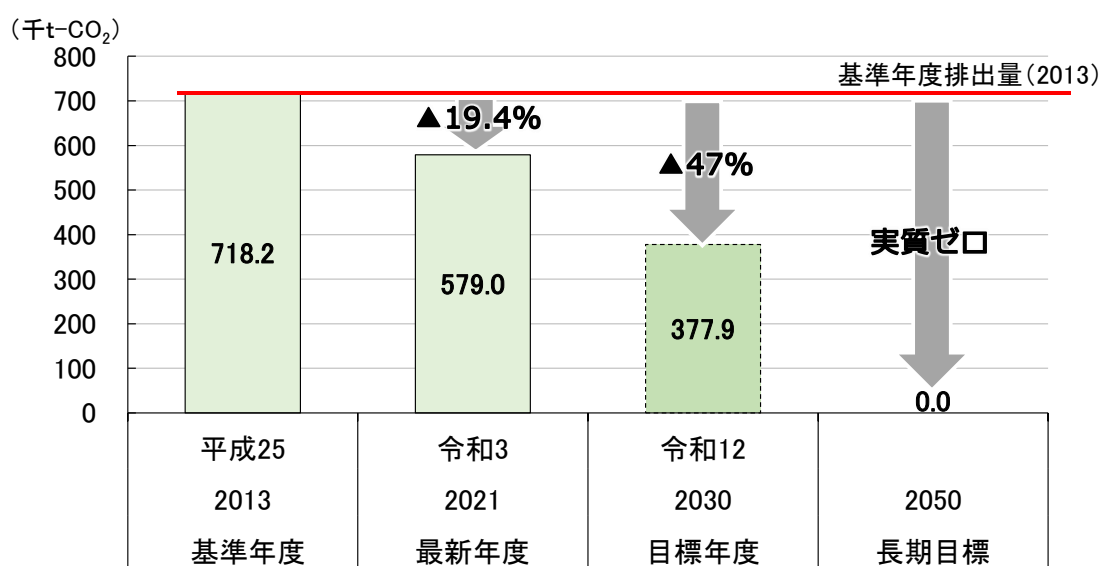
本計画の中期目標である令和 12（2030）年度の目標排出量は、平成 28（2016）年 5 月に策定された「地球温暖化対策計画」における国の部門別目標排出量を参考にして設定しました。平成 25（2013）年度を基準年度とし、令和 12（2030）年度に 47%削減とします。

現状の削減率から考えると非常に高い目標であり、市、市民、事業者の三者が連携し、危機感を持って施策に取り組んでいく必要があります。

表 6 本市における CO₂排出量の削減目標

	基準年度 平成 25 (2013) 年度	現状 令和 3 (2021) 年度	中期目標 令和 12 (2030) 年度	長期目標 (2050) 年度
排出量 (千 t-CO ₂)	718.2	579.0	377.9	実質ゼロ
削減量 (千 t-CO ₂)	—	-139.2	-340.2	—
基準年度比	—	19.4%減	47%減	—

注：国の「地球温暖化対策計画」では、部門別に 2030 年度における目標排出量が示されている。そこから部門別に削減率を求め、本市の部門別排出量に当てはめて目標排出量を算出した。



4 取組の方向性

本計画では、「第4章 環境基本計画」で取り組む各事業を、温暖化対策の視点から次のようなプロジェクトとして展開することで、本市におけるCO₂削減を確実に進めます。

また、市民・事業者には、第4章の各事業に記載する取組を求めています。

プロジェクト 1

脱炭素ライフプロジェクト

市民生活から排出されるCO₂を減らす行動に関する情報を提供したり、排出されるCO₂を分かりやすく見える化するためのツールの作成等を行うことで、日頃から意識的にCO₂の削減に取り組めるようにします。

環境基本計画における取組事業

事業No.13 環境に配慮した暮らし方の普及〔デコ活の普及、エコカレンダーの作成 等〕

プロジェクト 2

環境経営推進プロジェクト

製造工程の見直しや、オフィス・店舗で使用されている光熱費（エネルギー）の見直しは、CO₂の削減だけでなく経費の削減にもつながることから、環境に配慮した事業活動が展開されるよう、支援を行います。

環境基本計画における取組事業

事業No.8 環境に配慮した事業活動への支援〔環境マネジメントシステムの認証などに対する情報提供、啓発 等〕

事業No.19 市有施設の省エネ化の推進〔新築施設のZEB化推進、計画的な空調等の設備更新、施設照明のLED化 等〕

事業No.20 行政サービスのデジタル化の推進〔行政手続のオンライン化、ペーパーレスの推進 等〕

プロジェクト 3

交通の脱炭素化プロジェクト

自家用車に依存した生活は、渋滞の発生やCO₂の排出など、社会全体に様々な影響を及ぼすことから、総合的な交通政策の展開等を図ります。

環境基本計画における取組事業

事業No.14 再生可能エネルギーの導入促進〔新エネルギーシステム設置補助、市有施設への太陽光発電設備設置推進、次世代自動車の普及 等〕

事業No.15 ネットワーク型コンパクトシティの形成〔拠点への都市機能の誘導、中心拠点と地域拠点をつなぐ公共交通ネットワークの維持・構築 等〕

事業No.16 多様な交通システムの構築〔ききょうバスの運行、地域あいのりタクシー制度への支援、公共交通への新技術導入 等〕

プロジェクト 4**再生可能エネルギー導入プロジェクト**

太陽光発電システムの設置補助や率先導入を進めたり、グリーン電力を購入することで、我慢しない脱炭素化の普及を促進します。

環境基本計画における取組事業

- 事業No.14 再生可能エネルギーの導入促進 [新エネルギーシステム設置補助、市有施設への太陽光発電設備設置推進、次世代自動車の普及 等]

プロジェクト 5**ごみ減量・リサイクルプロジェクト**

家庭や事業所から排出されるごみを減量することで、廃棄物部門でのCO₂の削減を図ります。

環境基本計画における取組事業

- 事業No.31 家庭におけるごみの排出抑制 [家庭用生ごみ処理機購入補助 等]
事業No.32 事業所におけるごみの排出抑制 [事業所への啓発の実施 等]
事業No.33 資源等の分別回収の徹底 [23分別+1の徹底 等]
事業No.34 プラスチック製ごみの分別収集 [プラスチック資源循環の普及、再製品化、分別方法の調査及び研究 等]

プロジェクト 6**緑化推進プロジェクト**

まちなかの緑を増やし夏季の暑さの軽減を図るとともに、CO₂を吸収する森林、緑地の保全、整備を、市・市民・事業者が一体となって行います。

環境基本計画における取組事業

- 事業No.23 身近な森林・緑地の保全、整備・活用 [「かさほら潮見の森」等の自然に親しめる公園の整備・管理、市民による森林整備 等]
事業No.25 緑化の推進 [公共用地の緑化、保存樹・保護地区の管理者等への謝礼、市街地緑化・生垣補助 等]

プロジェクト 7**暑さ対策プロジェクト**

夏の暑さに対し、市民・事業者が対策をとれるよう注意・喚起を図るとともに、ミスト設置、クーリングシェルターの開設など、さまざまな方法で熱中症の予防に努めます。

環境基本計画における取組事業

- 事業No.42 暑さに関する情報提供 [熱中症警戒アラート、注意メール等による注意・喚起 等]
事業No.43 暑さを緩和するための環境整備 [ミスト設置、暑さ対策製品の普及、クーリングシェルターの開設、虎溪用水の活用 等]
事業No.44 暑さ対策事業の実施 [ゴーヤカーテンの促進、クールアースデーの実施、植樹の促進 等]

第 6 章 計画の推進体制

1 計画推進にあたっての連携体制

（１）市民・事業者・団体等との連携強化

- 本計画に掲げた目標などが市民や事業者等に幅広く理解されるよう、本計画の概要版や広報紙、ホームページ、SNS など、多様な媒体を活用しながら内容の周知に努めます。
- 各種団体、ボランティア・NPO、事業者など、多様な主体との協働により、地域全体で環境保全活動に取り組み、計画を推進します。
- 子ども向けのリーフレットの配布、教室・講座の開催などにより、子どものころから環境問題への理解と関心を深めることで次世代の担い手の育成を図ります。

（２）庁内における体制整備

- 環境に配慮した活動が全庁的に展開されるよう、職員研修等を通じて環境意識の向上を図ります。
- 本計画で掲げた施策・事業を総合的に推進していくため、市役所内での情報共有を図るとともに、関連する関係各課との緊密な連携を図ります。

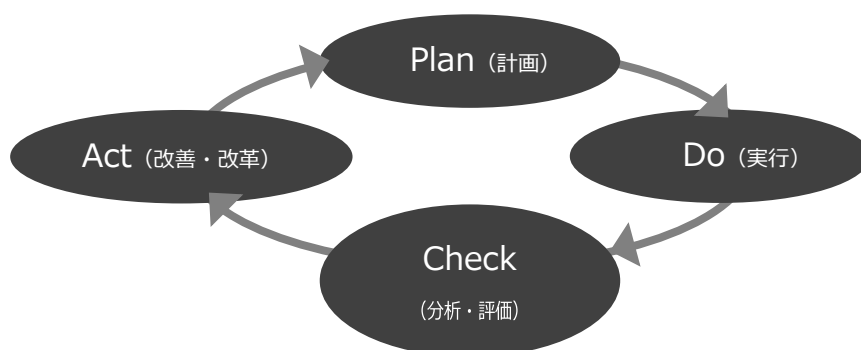
（３）変化する社会情勢や新たな課題等への対応

- 急速に変化する社会情勢に対応するため、計画期間中においても、必要に応じて適宜新たな課題に適切に対応できるよう、施策・事業の検討を進め、迅速な対応を図ります。
- 変化する社会情勢等に適切に対応するため、本計画は策定から 4 年後を目途に見直しを行います。その際には、アンケート等による市民、事業者等の実態把握に努め、計画の進捗状況を踏まえたうえで、改訂計画を策定します。

2 計画の評価・検証体制

(1) PDCAサイクルによる推進

- 「第4章 環境基本計画」で示した、行政が実施する本計画の施策・事業は、毎年度、担当課による推進状況の報告及び自己評価を行います。
- 各担当課の推進状況の報告及び自己評価は、市民・事業者・行政からなる「環境基本計画3者協議会」に諮り、改善に関する意見等を求め、その結果を次年度以降の施策・事業の展開に反映させていきます。
- 本計画の施策・事業の推進状況は「多治見市の環境」としてまとめ、ホームページ等を通じて広く市民や事業者等に公表します。



(2) 三者連携による進捗管理

- 本計画の「第4章 環境基本計画」で示した市民・事業者の行動指針について、その進捗を管理し、達成度を確認できるようにするための手法を継続し、3者協議会を中心にして検討を進めます。

資料編

(1) 多治見市環境基本条例

平成10年 9 月 24 日

条例第20号

目次

前文

総則（第1条－第6条）

基本計画と年次報告（第7条・第8条）

基本的施策等（第9条－第15条）

環境審議会（第16条・第17条）

推進体制（第18条・第19条）

補則（第20条・附則）

前文

わたしたち多治見市民は、周囲の緑を自ら育て、市街地を東西に貫流する土岐川に親しみながら、個性ある文化を育んできました。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、自然の生態系に影響を及ぼし、わたしたちを取り巻く環境を地球規模で大きく変え、人類の生存さえも危うくしようとしています。わたしたちは、自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立つ必要があります。

今こそわたしたちは、わたしたちの置かれている環境を保全する努力にとどまらず、さらに豊かで快適な環境を創り出し、環境と共生する社会の実現に努めなければなりません。

ここに、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに創出し、将来の世代へと引き継いでいくため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、事業者と市民の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在と将来の世代の市民が環境と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、放射性物質や化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭、光害によって、人の健康や生活環境に関係する被害が生じることをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動が行われなければなりません。

2 環境の保全と創出は、人と自然とが共に生きる社会において、市民の良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ引き継いでいくことを目的に、行われなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての者が自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行われなければなりません。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動と日常生活において積極的に推進されなければなりません。

（市の責任と義務）

第4条 市には、環境の保全と創出を実現するため、次に掲げる事項についての施策を総合的に、しかも計画的に推進する責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、水の循環構造の保全、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備等生活環境に関係すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地等水辺環境の保全、緑化の推進、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護等自然環境に関係すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境に関係すること。

2 市は、事業を立案したり、施行したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って、環境の保全と創出に配慮して行わなければなりません。

(事業者の責任と義務)

第5条 事業者には、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関係する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるように努力しなければなりません。

3 事業者は、事業活動を行うことによって公害を発生させたり、環境を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償したり、原状回復したりしなければなりません。

4 前3項に定めるもののほか、事業者には、その事業活動を行うときは、環境の保全と創出に自ら努めるとともに、環境の保全と創出に関係して市が実施する施策に協力する責任と義務があります。

(市民の責任と義務)

第6条 市民は、その日常生活の中で、環境の保全と創出に積極的に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるように努力しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、市民には、環境の保全と創出に関係して市が実施する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全と創出に関する施策を、総合的に、しかも計画的に推進するため、環境基本計画を定めます。

2 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映するために必要な措置をとるとともに、多治見市環境審議会の意見を聞かなければなりません。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、できる限り速く、これを公表しなければなりません。

4 環境基本計画を変更するときにも、前2項に定められた手続きによります。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状や、環境の保全と創出に関する施策等について年次報告を作成し、これを公表します。

(経済的負担に関する措置)

第9条 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民や事業者に対して経済的な負担を掛けようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとります。

(財政上の措置)

第10条 市は、環境の保全と創出に関する施策を効果的、継続的に推進していくため、必要な財政上の措置をとります。

2 市は、市民、事業者、市民や事業者が構成する団体が行う、環境への負荷を減らすための設備、施設の整備その他の環境の保全と創出に役立つ自発的な活動が促進されるよう財政的に支援します。

(環境調査と環境監査等)

第11条 市は、環境に影響を与えると認められる施策についての計画を策定したり、実施したりしようとするときは、環境への配慮が十分されているか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査を行います。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、自らの行政活動について環境に与える影響の評価や監査等を行うことができるように必要な措置をとります。

3 市は、前2項に定める環境調査や環境に与える影響評価の結果、施策を実施すると環境に負荷を与えると判断された場合は、多治見市環境審議会に相談して、その施策の変更か修正を行います。

4 市は、環境への負荷を少なくするため、市民や事業者が自らその活動について環境監査等を行うよう必要な措置をとります。

5 市は、環境の保全と創出のため必要と認めるときは、市民や事業者に対して助言、指導等を行うことができます。

(環境教育等の推進)

第12条 市は、市民が環境の保全と創出についての理解を深めるために、それぞれの年齢に応じて、適切な環境教育が受けられるよう必要な措置をとるとともに、市民や事業者が、これらについての学習活動を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第13条 市は、環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況その他の環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めます。

(市民活動等の支援)

第14条 市は、市民、事業者、市民や事業者が

構成する団体が行う、環境の保全と創出のための自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民の参加)

第 15 条 市は、環境の保全と創出のための施策を推進するため、市民等の参加その他の必要な措置をとります。

(多治見市環境審議会)

第 16 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定によって、多治見市環境審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

(1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項

(2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項

(3) 第 11 条に規定する環境調査等の結果に係る事項

(4) その他環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項

3 審議会は、環境行政に係る重要事項について必要があると認めるときは、市長その他関係機関に助言や勧告をすることができます。

(組織)

第 17 条 審議会は、10 人以内の委員で組織します。

2 委員は、生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見を持っている者の中から、市長が委嘱します。

3 委員の任期は 2 年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

4 審議会に、会長と副会長を一人ずつ置き、委員が互選します。

5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に病気その他の支障があるときや会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(推進と調整体制の整備)

第 18 条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的に推進したり、調整したりするため、環境調整会議を設ける等必要な体制を整備します。

(広域的連携)

第 19 条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、他の地方自治体、民間団体等と協力して、その推進に努力します。

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

(附則)

1 この条例は、規則で定める日から施行します。(H11. 4. 1 施行)

2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 52 年条例第 3 号）の一部を次のように改正します。

別表中「公害対策協議会委員」を「環境審議会委員」に改めます。

(2) 策定の経過

年月		実施事項
令和5年	12月8日	第4回多治見市環境基本計画3者協議会
令和6年	3月1日	第5回多治見市環境基本計画3者協議会
	4月22日 ～5月19日	多治見市環境基本計画策定に関する意識調査
	6月28日	第2回多治見市環境基本計画3者協議会
	9月27日	第3回多治見市環境基本計画3者協議会
	9月10日	第1回多治見市環境審議会
	10月25日	第4回多治見市環境基本計画3者協議会
	11月28日	第2回多治見市環境審議会
令和7年	1月9日 ～2月10日	パブリックコメントの実施
	2月10日	多治見市環境審議会答申

(3) 多治見市環境審議会 委員

氏名	所属	備考
千頭 聡	日本福祉大学 国際学部特任教授	会長
南 基泰	中部大学 応用生物学部教授	副会長
中川 書子	名古屋大学大学院 環境学研究科准教授	
廣岡 佳弥子	岐阜大学 流域圏化学研究センター准教授	
富田 夏子	一般社団法人環境創造研究センター	
荒木 裕之	多治見自然の会	
丹羽 和子	多治見植物の会	
網干 牧夫	岐阜県地球温暖化防止活動推進員	
山田 幸之介	多治見市廃棄物減量等推進審議会委員	
岩月 輝希	公募委員	

順不同、敬称略

(4) 多治見市環境基本計画3者協議会 委員

区分	氏名	所属	備考
学識経験者	程木 義邦	中部大学 応用生物学部准教授	会長
事業者	安積 信有	株式会社大和設備 代表取締役	
	井戸 徳明	井戸建設株式会社 代表取締役	
	水野 善久	東濃鉄道株式会社	
市民団体	吉田 信夫	多治見気象の会	副会長
	伊藤 詩乃	リバーサイドヒーローズ	
	小林 悦子	多治見市食生活改善推進員協議会	
市民	高木 俊一	岐阜県地球温暖化防止活動推進員	
	富田 宏	市民委員	
市職員	小玉 淳	都市政策課長	
	勝 泰彦	緑化公園課長	
	山田 直子	環境課長	

順不同、敬称略

第4次多治見市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

発行年月：令和7年3月

発 行：多治見市

編 集：多治見市環境文化部 環境課

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

電話 0572-22-1175（直通）

FAX 0572-22-1186

メール kankyo@city.tajimi.lg.jp